
平成26年 第4回(定例)南部町議会会議録(第4日)

平成26年6月20日(金曜日)

議事日程(第4号)

平成26年6月20日 午前11時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 議案第49号 南部町若者向け住宅条例の制定について
- 日程第4 議案第50号 南部町税条例の一部改正について
- 日程第5 議案第51号 南部町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第6 議案第52号 平成26年度南部町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第7 議案第53号 平成26年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第8 請願第1号 さらなる年金削減の中止を求める請願
- 日程第9 請願第2号 「介護・医療総合確保法案」の撤回を求める請願
- 日程第10 陳情第3号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出に関する陳情
- 日程第11 陳情第4号 地方財政の充実・強化を求める陳情
- 日程第12 陳情第5号 「海外で戦争する国」にする集団的自衛権の行使容認に反対する意見書の提出を求める陳情
- 日程第13 陳情第6号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出を求める陳情について(追加議案)
- 日程第14 発議案第5号 地方行政調査特別委員会の設置について
- 日程第15 発議案第6号 議会における地方行政調査について
- 日程第16 発議案第7号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書
- 日程第17 発議案第8号 地方財政の充実・強化を求める意見書
- 日程第18 発議案第9号 手話言語法(仮称)の制定を求める意見書
- 日程第19 発議案第10号 消費税の増税に反対する意見書
- 日程第20 発議案第11号 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」改正の撤回を求める意見書

- 日程第21 発議案第12号 参議院選挙制度改革における選挙区の「合区」案に反対する決議について
- 日程第22 議長発議第13号 農業委員の推薦の件について
- 日程第23 議員派遣
- 日程第24 議長発議第14号 閉会中の継続調査の申し出について<議会運営委員会>
- 日程第25 議長発議第15号 閉会中の継続調査の申し出について<広報調査特別委員会>
- 日程第26 議長発議第16号 閉会中の継続調査の申し出について<議会改革調査特別委員会>

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 議案第49号 南部町若者向け住宅条例の制定について
- 日程第4 議案第50号 南部町税条例の一部改正について
- 日程第5 議案第51号 南部町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第6 議案第52号 平成26年度南部町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第53号 平成26年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 請願第1号 さらなる年金削減の中止を求める請願
- 日程第9 請願第2号 「介護・医療総合確保法案」の撤回を求める請願
- 日程第10 陳情第3号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出に関する陳情
- 日程第11 陳情第4号 地方財政の充実・強化を求める陳情
- 日程第12 陳情第5号 「海外で戦争する国」にする集団的自衛権の行使容認に反対する意見書の提出を求める陳情
- 日程第13 陳情第6号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出を求める陳情について（追加議案）
- 日程第14 発議案第5号 地方行政調査特別委員会の設置について
- 日程第15 発議案第6号 議会における地方行政調査について
- 日程第16 発議案第7号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書
- 日程第17 発議案第8号 地方財政の充実・強化を求める意見書
- 日程第18 発議案第9号 手話言語法（仮称）の制定を求める意見書

- 日程第19 発議案第10号 消費税の増税に反対する意見書
- 日程第20 発議案第11号 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」改正の撤回を求める意見書
- 日程第21 発議案第12号 参議院選挙制度改革における選挙区の「合区」案に反対する決議について
- 日程第22 議長発議第13号 農業委員の推薦の件について
- 日程第23 議員派遣
- 日程第24 議長発議第14号 閉会中の継続調査の申し出について<議会運営委員会>
- 日程第25 議長発議第15号 閉会中の継続調査の申し出について<広報調査特別委員会>
- 日程第26 議長発議第16号 閉会中の継続調査の申し出について<議会改革調査特別委員会>

出席議員（14名）

1 番 白 川 立 真君	2 番 三 鴨 義 文君
3 番 米 澤 睦 雄君	4 番 板 井 隆君
5 番 植 田 均君	6 番 景 山 浩君
7 番 杉 谷 早 苗君	8 番 細 田 元 教君
9 番 石 上 良 夫君	10番 井 田 章 雄君
11番 秦 伊知郎君	12番 亀 尾 共 三君
13番 真 壁 容 子君	14番 青 砥 日出夫君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	唯 清 視君	書記	岡 田 光 政君
		書記	前 田 憲 昭君
		書記	石 賀 志 保君
		書記	小 林 公 葉君
		書記	中 上 和 也君

説明のため出席した者の職氏名

町長	坂本 昭文君	副町長	陶山 清孝君
教育長	永江 多輝夫君	病院事業管理者	吉原 賢郎君
総務課長	加藤 晃君	行財政改革推進室長	三輪 祐子君
企画政策課長	上川 元張君	防災監	種 茂美君
税務課長	岡田 厚美君	町民生活課長	山根 修子君
教育次長	板持 照明君	総務・学校教育課長	福田 範史君
病院事務部長	中前 三紀夫君	健康福祉課長	畠 稔明君
福祉事務所長	頼田 光正君	建設課長	芝田 卓巳君
上下水道課長	仲田 磨理子君	産業課長	頼田 泰史君

午前11時00分開議

○議長（青砥日出夫君） 開会いたします。

ただいまの出席議員数は14人です。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

議事に入ります前に、町長のほうより一部答弁の修正があるようでございますので。

町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。亀尾議員さんの憲法についての御質疑をいただいた中で答弁をさせていただきましたけれども、その中で憲法学者の「與那覇（ならば）」ということを行ったわけですが、正式には「與那覇（よなは）」さんというのが正しい名字でありまして、私が言い間違えております。

それから、憲法学者ではなくて歴史学者というぐあいになっておりまして、申しわけございません、おわびして訂正させていただきたいと思っております。

○議長（青砥日出夫君） 直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（青砥日出夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、次の2人を指名いたします。

13番、真壁容子君、1番、白川立真君。

日程第2 議事日程の宣告

○議長（青砥日出夫君） 日程第2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第3 議案第49号

○議長（青砥日出夫君） 日程第3、議案第49号、南部町若者向け住宅条例の制定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 予算決算常任委員長です。議案第49号、南部町若者向け住宅条例の制定について。

この条例の内容であります。若者向け住宅を設置することにより若年層の移住を図り、地域の活性化と人口増加を促進することを目的とするものであります。

施行日は、平成26年8月1日となっております。

議会での審査の結果、賛成多数で可決すべきと決しています。

反対の意見であります。予算で500万円ぐらい計上されているが、目的である……。

○議長（青砥日出夫君） 委員長、マイクが離れてますのでお願いします。

○予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 済みません。賛成、反対の意見であります。まず反対の意見。予算で500万円ぐらい計上されているが、目的である若年層の移住、定住に結びつかないとする。居住年数が5年間に限定されており、その後の生活が難しくなるのではないかと考える。町としては起債償還で対応できる町営住宅の建設で対応すべきであり、この条例には反対であるという意見がございました。

賛成の意見。居住者は5年間の限定だが、定住を図るための事業である。人口増加、活性化を目的として取り組む事業の一つであり、反対する理由はない。以上であります。

○議長（青砥日出夫君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12番、亀尾です。私は、議案第49号、南部町若者向け住宅条

例の制定についてであります。

私は、本会議のときも質疑をかけさせていただきました。私が問題にしたいのは、まず一つは、5年間でここから出なければいけないということなんですね。その中でなんですけども、そのことについて私も聞いたんですが、5年間でどうしても出なければいけないということになって、その施策について、行政側としては歩どまりといいますか、同じ南部町にはほかの方法で住み続けられる方が、割合というものは一体どれぐらい想定されているんでしょうかということ聞いたんですけども、その中では、そこについてはまだ十分に何ぼということとは言えないということだったんです。

その中で、例に出されたのは、大山町でもこのような方法をやっておられるということだったんですけども、それについて、そこについて大山町の結果はどうでしょうかということだったんですけども、それも答弁はなかったわけなんですけども、私は、1カ月2万円という使用料、これは確かに安い使用料だと思います。そういう中で、けども5年間で出なければいけないということになると、行政側の狙いとしては、親と一緒に住んでおられない方が土地の余裕があったりなんかしたらそこに家を建てて町内に住み続けていただきたい、そういうようなことをしたいということ。ただ、それ以外に建てられたら固定資産だとか、あるいはそれなりの町の手だてをするので、そこら辺は十分考えられるということだったんです。

私は、逆に言いますと、南部町のその福成地域なんですけども、利便性から考えてどうなんでしょうということ。買い物だとか、あるいは通勤とかそういうことになれば、同じ家を建ててローンを組んでいくことを思えば、もっと近くのところで安いところがあれば米子市内とか、あるいは米子に近いところ、もっと職場に近いところ、それから生活、利便性に近いところ、利便性のいいところ、そういうところに変えられること、そのことが優先的に私に置きかえてみれば考えられるというぐあいに思うわけです。そういうことであれば、一つは、今、町内にある使用料がかかる住宅にあいているところに町が補助して、そこなら5年間という限定ありませんから、そこに支援する、この方法のほうがよっぽどお金の使い道としては有効であろう、このように考えて、私はこの議案に対して反対するものであります。

○議長（青砥日出夫君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

4番、板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） 4番、板井隆です。私は、この条例に賛成の立場で討論させていただきます。

最初に、全員協議会のときに資料をいただきました中で、若者向け住宅条例ということで、狙

いがまずあります。これは特に南部町がことしから大きく力を入れています少子化対策事業の取り組みの一つになっておりまして、特に5年間で20人の子供をふやすためということ、それから子供を産み育てる世代をターゲットにして移住をしていただき、そして、人口の増加、それから地域の活性化、それと将来的にも南部町に定住をしていただくというような狙いで、この若者向け住宅の建設がされているということでもあります。

まず、先ほど反対の意見でありました5年間で出なければならないという部分なんですけれど、これはやはり若い定住者をどんどんふやしていこうと思えば、長くそこに住んでいただくよりは、ある程度循環をさせていくということも大切なことだというふうに思いますし、それに対しては暮らしやすさ支援ですか、定住住宅事業で5年間を終わりましたらば、空き家一括借上げ事業とか、それから定住促進の対策事業、これは町内で土地を買って家を建てれば5年間の固定資産というものが無料になる。また、特にこのたび新しく土地を買わなくても自分の家の空き地とか、そういったところに建てた部分についても固定資産税を安くするという、非常にまた住みやすくするような緩和もされております。

それと、三世同居などの支援事業ということで、その家を改装などをすれば三世の家族が住んでいけば、そういったところにも手厚く予算をつけていって大家族で住んでいただく、特に私はこの大家族については昨年的一般質問でもさせていただきました。やはり子供のためにも、また親のためにも大家族で住んでいただく、そういったことはこれから南部町にとっても大切なことなのではないかなというふうに思います。やはりそういった新しい住み方を探してもらうための、これは5年間であるというふうに思っておりますので、5年間については適当な年数ではないかなというふうに思います。

それと、大山町の結果というようなことを聞いてないということでしたけど、私は大山町の議員の方にも聞いたりしました。この若者定住によって入居できる以上の若者の希望があって、そういった形の中で、非常に若い方は喜んで大山町でこの住宅を使っている。また、5年過ぎた後の状況はどうですかということで聞きましたらば、実家に帰ったり、それから新しく家を建てたりとか、やはり大山町のよさがわかって住む人が非常に多いということも聞くことができました。

それと、場所的などころですけど、これについては、場所についてはちょっと狭いんじゃないかというようなこと、そして、裏のほうがすぐにやめになっているので、安全性面についても、これも議会の中で執行部の皆さんと十分に検討して安全であるということ、出入りのほうについても安全であるということの確認もとれました。場所的には米子市に近い通勤のできやすい場所

であるという、場所的にも適地であるのではないかなというふうに思っております。そういった面から、やはり南部町が力を進めてます子ども・子育て支援の大きな第一歩として、この住宅の条例を決めていただきまして、早く住めるような体制に持って行っていただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（青砥日出夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第49号、南部町若者向け住宅条例の制定についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（青砥日出夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第50号

○議長（青砥日出夫君） 日程第4、議案第50号、南部町税条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 予算決算常任委員長です。議案第50号、南部町税条例の一部改正について。

内容であります、法人税、軽自動車税の改定によるものであります。

委員会で審査の結果、賛成多数で可決すべきと決しています。

反対の意見であります、法人税の減税については世界的に見ても高い水準ではなく、減税する必要はない。町では軽自動車の利用者は多く、影響があると考え。税負担がふえることに対し、賛成できない。

賛成の意見であります、この条例は地方税法改正に伴う改正であり、反対するものではないという意見がございました。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 議案第50号、南部町税条例の一部改正について、反対の立場で

討論をいたします。

まず、1点目は、法人税の税率が引き下げられました。これは町への影響額は減額によって400万程度ということですが、南部町にある法人は、そんな大企業はないわけですから、そこを本当の意味で問題にするわけではないんですけれども、私、国が決めたこの地方税法そのものについて問題があるという立場で考えております。大企業は、2013年度の上位100社の合計で内部留保が23兆円ふえているというのが速報でわかっております。そういう中で、今回の税率の引き下げというのは、法人に対して優遇するものだということでもあります。中小企業につきましては、体力が弱い企業もたくさんあるので、国は中小企業対策はまた別のところでやる必要がありますけれども、税制一般についての税率引き下げ、これは問題だと考えます。

そして、2つ目には、軽自動車税と小型特殊自動車の税額が引き上げられました。これは前議会で、3月議会で南部町議会も国に対して、この引き上げをしないようにという意見書を提出しました。私は、南部町の町内で動いている車の多くは軽自動車です、そういう生活に欠くことのできない自動車を本当に乗っておられる方の税金をまた引き上げていくということは、また暮らしに響く、じわじわと響いていくこういうやり方はやめるべきだと考えます。国が地方税法で決定したから仕方がないという言い方については、反論は次の討論者に送りますので、まずこの点で反対を表明いたします。

○議長（青砥日出夫君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

3番、米澤睦雄君。

○議員（3番 米澤 睦雄君） 3番、米澤でございます。私は、南部町税条例の一部改正について、賛成いたします。

反対討論の方の気持ちは非常によくわかります。改正条例の主な点が法人税率の引き下げ、次に町民に直接響く軽自動車税は税額が上がる改正でございます。消費税も上がり、軽自動車税も上がり、町民の皆さんの懐に響くというのもよくわかるところでございます。

ただ、この税条例の改正は、先ほど植田議員がおっしゃいましたけれども、地方税法の改正に伴い、行われるものでございます。地方税法があって南部町税条例がございます。地方税法が上位法でございます。これに沿わなければ法律違反ということになるものでございます。

また、仮に南部町税条例で軽自動車税の税額を改正しなかったとした場合、この法律違反のほかに地方交付税にも影響してまいります。普通交付税の基準財政収入額の算定は、当然、改正した税額で計算されますので、歳入にその差額部分の穴があいていくということが予想されます。反対の気持ちはよくわかるんですけれども、以上の理由から改正はやむを得ないということで、

賛成討論といたします。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 地方税法の改正に当たって、私たちが何としても住民の声を届けてほしいというところでネックになっていましたのは、先ほど米澤議員が述べられた地方税法に定められている以上、町の税条例もそれに従わざるを得ないという壁なんですよね。

委員会でもそのような討論がありまして、私は、ぜひ米澤議員にも賛成していただきたいと思いついて討論したいと思うのですが、国の定める地方税法で地方税法に示す税率に従わなかった場合、国が罰則をする規定というのがあるということなんですけれども、例えば周辺では日吉津村が以前に固定資産税を上げたことがあったんです。それから、例えば最近では、名古屋市長が住民税を引き下げた例があるんです。そのことが本当に税法の違法になるのであればできないのではないかというふうに思うんですね。

それで、地方税法を読み返してみたんですけれども、先ほどおっしゃったように、あるのは地方交付税を算定するときの基準財政収入額の算定するときには問題になると思うんですよ。そういう意味で、私はそのように、河村市長がいいとは思わないんですけれども、本来、地方自治のあり方から見て、それが下げるとか上げるとかいうことですね、そのことについて地方自治体の議会が決めることができるからこそ、執行部が提案してきて議会にかかっているのではないかというふうに思うのですよ。

副町長は、この提案のときに、近隣町村見たときにやっぱり同じように上げていくんだとおっしゃいました。そのときに県知事も含めて、県も市町村も一緒になってこれを見送るようなことできなかったのかということも言わせていただいたんですが、地方で住んでいる住民が、農業が破壊されて、都市部に富が集中していくという中で、私はもう地方自治体や議会は、住民を守るための工夫というのはどんどんしていかないといけないと思うんですよ。そういう意味でいえば、今、憲法と地方自治法にある、この法令に遵守する中で何ができるのかというところを、私は町も議会も含めて頭働かせるときではないかというふうに思うわけなんです。私は、住民のためにこそ地方自治体が動くということは、住民が望んでいることだと思います。そういう意味から、今回はこの軽自動車税を国が言ってきたからといって上げるのではなくて、1回やってみると。どれだけ地方交付税に響くのかも含めて、それでしのげたら他町にも呼びかけてやるということも十分できるということを提案をさせていただいて、今回の税条例の改正には反対をいたします。

○議長（青砥日出夫君） 8番、細田元教君。

○議員（8番 細田 元教君） 今、反対討論の方をお聞きしまして、植田議員、真壁議員、私も

軽自動車、軽トラ、単車乗ってまして、これは確かに上がります。こんなぼろな車に何でこんなにたくさん上がるんだらあなと思って。確かに鳥取県、また南部町にも、この軽自動車に乗っている方は多いんです。

けども、米澤議員が言われましたように、気持ちはほんにようわかりますし、上げてもらったら本当は困ると思いますけども、それもっと大事に、今、米澤議員が言われました、これをもしなかったら交付税が減ると。どんだけ減るか云々はわかりませんが、減るという事態、我が町の財政は交付税が40%ぐらい占めていると思うですね。これはそれ以上削られたら、早速いろんなサービスに影響が出る。この辺はちょっと考えないけんやなとがありますので、これについては本当にいたし方ない気持ちでいっぱいですが、これは米澤議員と同様な考えで賛成いたします。

○議長（青砥日出夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第50号、南部町税条例の一部改正についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（青砥日出夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第51号

○議長（青砥日出夫君） 日程第5、議案第51号、南部町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 予算決算常任委員長です。議案第51号、南部町国民健康保険税条例の一部改正について。

この内容であります、国民健康保険税の非課税限度額の改正によるものであります。

委員会で審査の結果、賛成多数で可決すべきと決しています。

反対の意見であります、所得に対し、国保税の負担が10%を超える家庭もある実情は、自己負担能力を超えていると考える。制度自体を改正し、国の負担をふやすべきと考える。それがなされていない以上、賛成することはできない。

賛成の意見であります、今回の条例の改正は介護分と後期分の限度額の変更である。軽減世帯の対象も6割程度該当する。反対すべきものではないという意見がございました。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

5 番、植田均君。

○議員（5 番 植田 均君） 議案第 5 1 号、南部町国民健康保険税条例の一部改正について、反対の立場で討論いたします。

今回の改正については、5 割、7 割の減免の対象範囲を広げるという……（「2 割、5 割」と呼ぶ者あり）済みません、失礼しました。2 割、5 割の対象範囲を広げるということとあわせて医療分でしたっけ……（「介護分と後期医療」と呼ぶ者あり）介護・医療分の最高限度額を……。ちょっと議案を探してまして、済みません。限度額を引き上げて、7 7 万だったものを 8 1 万に上げるということで 4 万円の増額、これは一番高く負担する方の限度額ですけれども、そのところを、最高限度を上げるということは、私は社会保障としての国保の仕組みということを考えてときに、税ではきちんと、税制、私、いろいろ問題あると思いますけども、税で集めて給付は公平にというのが社会保障の原則だというふうに考えてるので、こういう極端なやり方というのは制度設計上、問題ではないかと思います。

それと、もう一つ、大きな問題としては、今の国保の現状で、全国で減免世帯が 4 割を超えたんだそうです。その背景について、三重短期大学の長友教授という方がおっしゃってますのが、企業が人件費や社会保険料を削り、社会保険に入れない非正規雇用が増加した結果と指摘されております。年収が 1 9 9 万円以下の方が男性で 5 5 . 7 %、女性で 8 5 . 6 %という非正規雇用の中での賃金水準ですね。7 割減額の世帯は非常に低所得で、全額を公費負担にしたほうがいいほど国保料、税が支払えるかどうかという状態で、7 割減免したから払えるかという状況だと、全額公費負担にしないといけないような所得の現状だと、これが南部町にも当然当てはまる……

（サイレン吹鳴）そういう全体的な状況でありまして、国庫負担をふやして、誰でも払える保険料設定にするべきだというふうに指摘されております。

南部町の国保の水準も大変厳しいと私も思います。私も国保加入者でして、払うのが大変です。皆さんも大変だと思います。ぜひそういう観点から、国庫負担をさらに増額するべきだということで反対をいたします。

○議長（青砥日出夫君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

8 番、細田元教君。

○議員（8番 細田 元教君） この件については、議案第51号ですが、国保の税条例の一部改正ですが、本来はこの間の3月議会までの国保の推計見ましたら、余りにも医療費が伸びて基金がなくなると、絶対これは保険料を上げないけない状態になりつつある中、今度の国保審議会で、これは大変なことになって、その税率を決めて今回の6月議会に出すというのが順序でございまして覚悟をいたしましたけども、予想をひっくり返して医療費がそれ、いいぐあいに伸びなくて、それで本年度推計ですけども、基金が4,600万ほど積めるような状況までなって、その基金を半分また崩して入れて、この税条例をそのままでいこうということになりました。ということで、医療分の51万は据え置きということで、ほっとしている中です。

そこで、この介護分と後期医療分が、限度額が2万ずつ上がっていますけども、これはそれぞれ高所得者には上がってますけども、低所得者層にも後期高齢分も介護分も減免措置がなされています。それと、軽減措置の変更が特に国保の場合ははっきりありまして、これ、なったのが5割軽減と2割軽減の拡大でございまして。我が南部町におきましても、5割軽減の人は283世帯の人が167世帯アップになると。それと、2割軽減の人が185世帯あった人が84世帯も減ったと。ということは、その2割軽減の人は5割軽減のほうに行っただけですね。そのように7割軽減の人は505世帯あります。そのように低所得者については、今回は軽減されておりました、軽減の額が全体で550万も国保税が軽減されております。それで、介護分、ちょっと所得の多い方については全体で110万上がりますけども、そういうことでこの国保世帯の半数以上が軽減世帯の方でございまして、その人やちが何らかの軽減の影響を受ける今回の税条例でございまして、これについては賛成すべきと私は思っております。

植田議員が言われましたように、国保は本当に大変な、全国的にも、これはもう高過ぎるんじゃないかというぐらい言われてますけども、いろんな制度改正がなされ、今回の消費税絡みでこういうこともなされております。これは全国どこでも共通認識でございまして、このようなことをされている今回の税条例でありますので、賛成すべきと思っております。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回の国保税条例の改正は住民が心配していた、もしかしたら国保税が上がるのではないかとこのところについては、据え置きというところでは本当にちょっとほっとしているところが現実なんです。

ところが、今回の改正は、主に国が決めてきた基準によってするということなんですよね。

本会議の初日でも言わせていただきましたが、先ほど細田議員がおっしゃったように、今回も2割、5割減免世帯を拡充することによって、南部町では57.5%の世帯が軽減世帯に入ると、

6割近い世帯ですよ。一体、構成世帯の6割が減免を受けなければならないような税制度、ほかにあるのかということですよ。私は、国が、これ、全部法定減免なんですよ。そうですね、国が何らかの措置をしてくると。今回は消費税絡みだとおっしゃいましたが、自分たちが制度をつくってそれに市町村を従わせたところが、金がなかなか大変なので6割近いところに軽減措置をするところに国がお金を使うと。本来であれば、国がもっとお金を出して国保税を引き下げることが第一義にやるべきことなんではないかと思うんですよ。これは、私は他の議員も町長も一致するのではないかというふうに思うのです。担当者等については、物すごい大変な計算や毎年違ってくることをするわけですよ。本来であれば、国保税に入る国の補助金を、国庫負担金をもとに戻せというところを今、言っていないといけないというふうに思うんですよ。

そういうことから、それともう一つは、細田議員は、今回は上がらないからいいのではないかと言うのですが、私たちは今の国保税が高いということを町民の皆さんからよく訴えられているわけなんですよ。そういう意味でいえば大変ですけども、何らかの方法を考えて国保税を今以上に引き下げるということを求めているということで、今回の改正には反対です。

○議長（青砥日出夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第51号、南部町国民健康保険税条例の一部改正についてを採決いたします。
委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（青砥日出夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第52号

○議長（青砥日出夫君） 日程第6、議案第52号、平成26年度南部町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦伊知郎君） 予算決算常任委員長です。議案第52号、平成26年度南部町一般会計補正予算（第2号）であります。

内容といたしまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億2,013万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ71億3,888万7,000円とするものであります。主な事業といたしまして、コミュニティ助成事業480万円、合併10周年記念なんぶ町民花火大会100万円、すみれ保育園新築事業1億6,828万5,000円、新規就農総合支援事業375万円、町道法

勝寺鍋倉与一谷線改良工事1,060万円が計上されたものであります。

委員会での審査の結果を言う前に、委員会で意見を付してほしいという議員からの要望があり、委員会の総意として意見を付します。今回の一般会計の補正は、すみれ保育園新築事業として工事請負費が1億9,415万8,000円計上されています。この工事の内容は、電気設備工事、機械設備工事、プール設置工事、構内附帯工事であります。3月議会で示された26年度の当初予算でこの事業費は、工事費は計上すべきであったが、漏らしていたとの説明もありました。3月議会では、建築費として4億3,092万6,000円計上されています。財源の確保、工事の発注時期、単なるミスでは済まない問題も生ずると考えます。事業に対しては十分な精査をし、予算の計上をすべきであるとの意見を付しておきます。

委員会で審査の結果、賛成多数で可決すべきと決めています。

反対の意見であります。10周年記念事業として花火への補助金が計上されているが、どれだけの費用対効果があるのか疑問であり、この予算には反対する。

賛成の意見。39案件あり、それぞれの事業は町にとって必要であり、反対すべきではない。以上であります。

○議長（青砥日出夫君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12番、亀尾です。私は、議案第52号、平成26年度南部町一般会計補正予算（第2号）に反対する立場から意見を申し上げます。

私が先ほど、委員長の報告にありますが、この補正予算の中で花火についてのことを問題にしたわけであり。私は、今まで寄附、それで運営されていた花火、ことしは南部町が発足10周年になるので、それを記念して行うということで、特別に100万円を一般会計から出すということなんです。

今までというか、去年のはどうだったでしょうかということ委員会の中で聞きました。総額が249万7,000円、約250万のお金が集まったと。その中で、町民から、いわゆる観光協会ですか、商工会が募った分が116万円集まったということなんです。総額250万円を運営されてた。これがことしは別個にどれだけ寄附が集まるかわかりませんが、100万円を特別に出すということなんです。確認したんですけども、これは10周年記念ということで特

別に出して、後年はどうするのかということは考えていないということだったんです。けれども、一旦道がついたので後年がどうなるかそれはわかりませんが、出さないという返事はありませんでしたから、後年については今のところ考えてないということだったですね。私は、経済効果というんですか、これについてどれだけあるんでしょうかということを知りたいんですけども、それについては南部町がにぎやかと、それと場所が去年もだったんですが、花回廊でやられるということで町の宣伝にもなるということが上げられたんです。

私は、花火大会そのものに反対するわけではありませんが、お金の使い方として先ほども若者向け住宅で月2万円の使用料でやるということだったんです。私は、5年間の区切ったんですけど、その前に100万円のお金をつぎ込むのであれば、町営住宅があいてるんだけれども、募集がかけられない、これはどういうことでしょうかと聞きますと、担当者が中を整備しなければいけないということ。例えば畳の張りかえをやれば募集ができるという返答もいただきました。私は、100万円あれば町営住宅の整備は十分何か所かできると思うんです。そういうことにお金を使うほうが町民の生活、暮らしに対しては大きなやっばり支援だと思います。そういう点から、私はこの議案に対して、この補正予算に対しては、これが含まれているので反対するものであります。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

1番、白川立真君。

○議員（1番 白川 立真君） 1番、白川です。委員長報告にもありましたが、すみれ保育園の予算計上についてもう少し慎重になってほしいという意見は出しました。

この補正案件についてですが、育児休業にかかわるかわりの職員の雇用についてのものや、南部町をPRするもの、また自治会のコミュニティ事業にかかわるもの、そして、合併10周年をPRするもの、また若者の要望を少子化対策に反映させるもの、そして、オートキャンプ場の管理についてのもの、また法勝寺鍋倉与一谷線の道路にかかわるものなどなど、全部で39案件あります。総合的に判断しまして適正な予算計上であると判断しますので、可決すべきといたします。以上です。

○議長（青砥日出夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第52号、平成26年度南部町一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。
委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（青砥日出夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第53号

○議長（青砥日出夫君） 日程第7、議案第53号、平成26年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 予算決算常任委員長です。議案第53号、平成26年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）であります。

内容といたしましては、主なものとして電気主任技術者を設置する費用の補正であります。

委員会で審査の結果、全員一致で可決すべきものと決しています。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） これで討論は終わります。

これより、議案第53号、平成26年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 請願第1号

○議長（青砥日出夫君） 日程第8、請願第1号、さらなる年金削減の中止を求める請願を議題といたします。

本件について民生教育常任委員長の報告を求めます。

民生教育常任委員長、井田章雄君。

○民生教育常任委員会委員長（井田 章雄君） 民生教育常任委員長、井田でございます。報告いたします。

請願第1号、さらなる年金削減の中止を求める請願でございますが、審査の結果、賛成少数で

不採択とすべきと決しました。

賛成の意見でございますが、生活水準の維持のためにも、ある程度の年金額は必要であるし、基礎年金だけで生活できる水準を確保すべきであり、地域経済の活性化のためにも年金削減は実施すべきでない。

反対の意見でございますが、若者の立場から考えれば特例水準の解消は当然だと思うし、年金財政の安定に寄与する削減は妥当と思う。また、陳情のマクロ経済スライドの実施の反対には賛成できない。マクロ経済スライドによって年金額が上がる場合もある。以上であります。

○議長（青砥日出夫君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 陳情は、今、年金がスライド制で下がってるんですけども、今回の陳情はこれから、今回2.5%されたんですけども、さらなる削減を中止してくださいとこう言っているんですよ。それについてはどうだったんですか。

それでもし、委員の皆さんが今後の削減中止も反対だと言うのであれば、今の経済が本当によくなって上がる場合もあると言うんですけど、きょうのラジオでも、もう国際的の不況のことを言っておりまして、とてもそういう観点でいったら年金が上がるような見通し、全然ないんですよ。もしそうであれば、賛成した方々のというか、委員会でどんな審議なされたのかお聞きしたいのは、もしそれがいけないというのは、削減を今後もずっとこのまま続くとお思いますよ。一体、どれぐらいまで妥協できるとお思っているんですか、それ聞いてみたいんですよ。私どもの中には、本当に削減されて困るんだという声しかないものですから、どんなふうに削減、もう仕方がないと、今のままで行ったらどんどん行っちゃいますよね。それはどの程度までが行きそうだけでも、見通しはどうかというようなこともお話しなされたんでしょうか、お聞きします。

○議長（青砥日出夫君） 10番、井田章雄君。

○民生教育常任委員会委員長（井田 章雄君） まず、最後のほうから。将来どうなるかいうことは話をいたしておりません。

現在の特例水準がありまして2.5%、3年間で解消するというので、これが平成26年で終わりますので、その後はどうなるか、この経済状況によって変わってくると思います。以上であります。

○議長（青砥日出夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 質疑がないので、質疑を終結し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 請願第1号、さらなる年金削減の中止を求める請願に採択すべきという立場で討論いたします。

今回の請願は、質疑でも出ましたが、物価経済スライド、これが今後どのような影響を及ぼすのかということについて、実施されれば連続的な年金削減になるということを行っているんですけども、その根拠をお話をさせていただきます。

総務省の家計調査は、介護保険導入前の1999年と2003年と比較すると、高齢者夫婦世帯の年金や医療・介護などの社会保険料支出は、毎年3,570円もふえていたということです。この最大の原因は、介護保険料の負担の増加が大きな要因とされています。総務省のまとめている消費者物価指数には社会保険料は含まれていないので、物価マクロ経済スライドという考え方には、社会保険料負担を除いた消費だけが反映するという仕組みになっています。そうしますと、高齢者の年金生活者の方々が一番、医療費や介護、社会保険料負担、これらが生活費の中の大きな比重を占めているにもかかわらず、これが年金に反映されなければ自動的に下がっていくのは目に見えています。だから、そのことをこの請願は言っているので、ぜひその点を御考慮いただきまして本陳情を採択するよう、皆さんの御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

6番、景山浩君。

○議員（6番 景山 浩君） 私は、この請願に反対の立場から発言をさせていただきます。

年金削減がないほうがいいというのは多分皆さん同じだと思いますが、このマクロ経済スライドとか、年金制度の改悪によって若者を中心に年金離れが一層進むといったようなところについては、ちょっと問題があるなというふうに感じます。

先ほど植田議員のほうから、医療費の負担とか社会保障の負担の関係がどんどんふえていけば、マクロ経済スライドで年金額が下がっていくというのは、ちょっと何か私のほうとしては理解ができないところではあるわけですが、今後もしこれ、景気がよくなれば物価が上がってどうのこうのということだけではなくて、今後、円の価値自体が下がって行って、必然的に非常に多額の輸入に頼っているわけですので、そういった面から物価が、インフレ率が上がっていくといったことも非常に懸念をされています。そういったときに、マクロ経済スライドだめだよということになると、どんどんどんどん相対的に価値の低い年金額になってしまうといったようなことは、

やっぱり避けなければいけないんだろうなと。

ですから、それと、若者を中心としてというふうな文言がございますが、若者の年金離れというのは現在の年金の支給額とかということではなくて、将来30年後、40年後に自分たちが本当に年金がもらえるような制度維持ができるのかどうなのかと、財政がもつのかもたないのかというところで、多分もたないだろうなといったような不安感が大きいことのほうが多分ウェートの高いんだろというふうに思われます。

どちらにしても、この2つの点からも、根拠として請願が出されている以上、このことについては反対をせざるを得ないということでございます。

○議長（青砥日出夫君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12番、亀尾です。さらなる年金削減中止を求める請願ということで、私は、これは採択して意見書を国のほうへ上げていく、このことが必要と思います。

私は、南部町の今の状況を見ますと、年金というのは極端な言い方をするとどうか語弊があるかもしれませんが、ドル箱ですよ、一つは。南部町民の生活のドル箱です。それを今でさえ大変なのに、さらに年金を下げてください、このことに年金を下げる動きに対してはやめてほしいと、中止を求めるという請願なんですよ。

私は、ずっとこのところ為替を朝見しております、外国為替ですね。101円から102円を前後してる状況なんですね。そういう状況であってもガソリンは輸入品ですから、どんどんどんどん上がっていきますね。きのうも米子市内を私、歩いてましたら、リッターが167円、こうありました。はあ、とうとうここまで来たかという感じがするんですが、じゃあ、お年寄りの方が車に乗られんかといったら、そうだないですよ、結構乗っておられるんです。そういう状況にある中、私は、さらに下げてどうなのか、私も今まで掛けておったお金、それで年金をもらってますが、一体どこまで行ったら元が取れるかというと語弊があるんですけども、私が納めておったのが戻るかなというぐあいに思うんですけども、まだまだ生きんといけんというぐあいに思っております。そういう中で、さらに下がるというと、今の私が予測している年数をもっと引き上げんといけんという状況になると思うんです。そういう中で、これはやっぱり当然の請願ではないでしょうか。

それと、私は、先ほど反対の討論でもあったんですが、若い人に聞くんです。こう言いますよ、おっつあん、わしやちゃん、年金やなんかいな、ほんにもらええだいでうやらわかあへんわと、そういうことを言われるんですよ。一つは、支給年齢がどんどんどんどん上がっていること、さらに、今のことが削減、どんどんどんどん下がっていること、このことからいけば、一体、これ

はもらえるんだろうかというそういう不信感、このことから出てきているわけなんです。だから、そういうことで年齢引き上げももちろん反対ですが、しかし、削減については特にやっぱりやめるべき、中止を求める、これは妥当な請願だと思います。そういう点から、私はこの請願については賛成すべき、このことを申し上げます。

○議長（青砥日出夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、請願第1号、さらなる年金削減の中止を求める請願を採決いたします。

委員長報告は不採択でありました。原案に対して採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（青砥日出夫君） 起立少数です。よって、本案は、委員長の報告のとおり不採択とすることに決しました。

ここで昼にしたいと思います。休憩に入ります。再開は午後1時より。

午後0時00分休憩

午後1時00分再開

○議長（青砥日出夫君） 再開いたします。

日程第9 請願第2号

○議長（青砥日出夫君） 日程第9、請願第2号、「介護・医療総合確保法案」の撤回を求める請願を議題といたします。

本件について民生教育常任委員長の報告を求めます。

民生教育常任委員長、井田章雄君。

○民生教育常任委員会委員長（井田 章雄君） 民生教育常任委員長、井田でございます。報告をいたします。

請願第2号、「介護・医療総合確保法案」の撤回を求める請願について、審査の結果、賛成少数で不採択とすべきと決しました。

賛成の意見でございますが、総医療費、介護費の抑制を目的としての法案の改悪をすべきでなく、一人一人に必要な介護や給付が行き届かないといけない。

反対の意見でございますが、急性期医療の法改正は医療費の削減につながるのいいことだと思う。要支援者には市町村事業になっても今のサービスは維持できる。介護保険サービスの自己

負担では低所得者については軽減がある。高所得者には相応の負担を課すべき。町内の特別養護老人ホームの利用者は4以上の人ばかりである。以上であります。

○議長（青砥日出夫君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回の……。

○議長（青砥日出夫君） マイクが入ってない。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回の「介護・医療総合確保法案」の撤回を求める請願を審査された常任委員会にお聞きいたします。

委員長にお聞きいたしますが、今回の請願で具体的には4点について求めているということが出ていまして、そのうちの2つ目、介護保険の要支援者の訪問介護と通所介護を地域支援事業におおしても今のサービスは保障されると。財源も保障されるし、続くのだというんですけども、それがどのような根拠からそれが出ているのかというところを確認なされたのかということをお聞きしたいことと、審査なされたと思いますので、1から4について、請願の内容のね。それについてどのように判断されたのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（青砥日出夫君） 民生教育常任委員長、井田章雄君。

○民生教育常任委員会委員長（井田 章雄君） 今の紹介議員の植田議員より趣旨説明を受けて、それぞれ質疑をしながら各委員から一応、いろいろな意見を出していただきまして、先ほども反対の意見があったように、これが市町村の事業になっても今のサービスはできるという意見が委員の中からございました。何がどういう根拠でということにはちょっと私の理解をしておりませんが、要支援1、要支援2について、これが町村の事業になっても今のサービスは維持できるということを委員のほうからいただいたところでございます。以上であります。（「1から4について、審査をどのようにした」と呼ぶ者あり）

○議長（青砥日出夫君） 民生教育常任委員長、井田章雄君。

○民生教育常任委員会委員長（井田 章雄君） この請願の趣旨、それから意見書（案）の1から4、これについても、それぞれ委員の方から紹介議員であります植田議員に質疑をしながら、委員としての判断をしていただいたところでございます。以上であります。

○議長（青砥日出夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（青砥日出夫君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。（「賛成、反対」「反対」と呼ぶ者あり）

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

5 番、植田均君。

○議員（5 番 植田 均君） 請願第 2 号、「介護・医療総合確保法案」の撤回を求める請願を採択すべきという立場で討論いたします。

この法案は、去る 18 日に参議院本会議で与党の賛成多数で成立はしておりますが、その問題点は、私は 4 点にわたって大きな問題があると考えているところであります。

政府は、年収 280 万円の世帯では平均的な消費支出をしても年間 60 万円が余るので、2 割負担は可能だという唯一の論拠で介護の負担、これまで 1 割負担であったものを年収が多い 200 万円以上の世帯に対して、2 割の負担をさせるという根拠にそういう数字を使っていたわけですけれども、この参議院の質疑の中で 60 万円余るという説明が間違いであったことが大臣から撤回ということになりました。そして、この法案、2 割負担の根拠が崩れた中で、そのまま法案を通した、これは大きな問題であります。

そして、2 つ目には、要支援者への訪問、通所介護を保険給付費から外し、市町村の地域支援事業に置きかえることが決められました。これは介護保険の受給権の剥奪にもつながる大きな問題であります。地域支援事業に移行した場合の専門的サービスは多くとも現状維持か、または 2025 年度に 5 割程度になるという試算も示されました。これは新たに要支援と認定された人は、ボランティアなどのサービスしか提供されなくなるおそれがあります。財源保障がきちんとされていない、こういうことも明らかになったわけでありまして。

3 つ目には、特別養護老人ホームの入所を要介護 3 以上に限定する、これは何の道理もないと考えるものであります。52 万人の特養待機者のうち、17 万 8,000 人は要介護 1、2 です。こうした方々は、今でも入所待ちの行列に並んでおられます。しかし、今後行列に並ぶことすら許されなくなります。多くの方々の入所の権利を奪いながら、それにかわる施設計画は示されていません。介護難民化、老人漂流社会は一層深刻になる、どの問題をとっても制度の根幹を揺るがす歴史的な大改悪であります。

第 4 は、上からの強制的な医療計画の押しつけで国民の医療を受ける権利が侵害される、こういう問題があります。都道府県主導で病床再編、削減を推進する仕組みがつくられ、病院が従わない場合、医療機関名の公表、各種補助金や融資対象からの除外など、制裁措置も考えられています。国民皆保険制度を支えてきた自由開業医制度とフリーアクセスの原則のもとで質の高い開業医と民間病院、公的病院の献身的な努力と自発的な連携、強権的なベッド規制は国民皆保険制度の根幹を揺るがすものであります。

最後に、この社会保障のためといって消費税増税したのに社会保障の充実には回さず、社会保障の拡充を求めると財源不足を口実に拒否し、法人税減税に走り出し、その財源は社会保障の削減で賄う、こういう今回の法案の内容ではないでしょうか。これほど身勝手に無責任な政治が許されるはずはありません。医療崩壊、介護難民という事態が一層大規模に進行する、この道はかつて国民から厳しい批判を浴び、自民党政権の崩壊をもたらした道です。国民の厳しい審判が下されることは間違いありません。こういう法案ですので、この請願の趣旨のように撤回を国に求める意見書を皆さん、よろしく願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

8番、細田元教君。

○議員（8番 細田 元教君） この請願については、反対の討論をさせていただきます。

る述べられましたが、これは今、植田議員が言われましたように、きのう、おとといの参議院でこの法案は通りました。なぜこのような法案を出したかという背景を言いますと、よくわかったのが真壁議員の一般質問の中で、町長と真壁議員の討論をお聞きしまして、一番よくわかりました。

そのことの内容でございますが、根底にはやっぱ2025年問題が絡んでおります。私たち、団塊世代があと10年すれば、要介護状態ですごい、一番私たちは団塊世代多いですので、これが高齢者になって介護保険、医療保険等が大変になろうと、それでそれをどうしても食いとめたい、皆さん方が言われるとおり、医療費、介護料等が膨大になるのは事実です。それを何とでもいろんな施策を講じて、これを少なくしたいというのは誰も思うところございまして、これがこのたび法案として出され、可決されました。それには25年の問題、これをもう今度、介護保険だ、医療保険だ、それだけの縦割りだなし、みんなの地域を包括的にそれらを連携してシステムをつくろうというのが大きな狙いでございます。

4点ございましたが、安易に急性期医療ベッドの削減と機械的な早期退院を強要しないようにしていただきたいところですが、この問題になったのは特に三次医療機関ですが、鳥取県の場合は鳥取大学だと思えます。これが7対1の看護基準で、それによって労災病院もですが、一番迷惑こうむったのは私やち地方、西伯病院初め、自治体病院、また米子市内の病院の看護師さん不足に発展いたしました。そういうところを持つておところは、医療費が同じ医療をしても例えば同じオペをしてでも、西伯病院と鳥大がオペをいたしましても看護体制がいいということで、1.5倍から2倍の差が医療費についてございます。これについても全国から、これについてすごく意見が出されまして、これは余りよろしくないということで、これにメスが入ったのは事実であ

ります。これが法案とできたのは、そういう7対1の急性期病棟、第三次医療機関については抱え込むじゃなしに、急性期医療は当然大事ですけども、即それを中間的な回復病院とか地域包括ケア病棟等に移して、それはそこで頑張っていたら、地域に帰ってもらえるようなシステムをつくっていただきたいというのが狙いでございまして、この間、新聞報道になりましたのが身近なところでは、日野病院が地域包括ケア病棟を立ち上げられまして、医大との連携をされておられます。これは日野病院に限らず、日南病院も西伯病院も、また市内の病院もそういうようなことで第三次の救急医療からの受け入れはそのような地域包括ケア病棟とか用に還元されるようにこれは、なっておる次第でございます。

2番目の介護保険要支援者の「訪問介護」、「通所介護」を保険給付から外さないことと言いますが、これは皆さん方が要支援切りだという批判をしておられる問題でございますが、国の厚労省は市町村自治支援事業に移すけども、財源は介護保険からきちっと出しますということが確約されております。ということは、今しておられる通所介護、訪問介護は、そのまま事業所は続行できます。もし、これは要支援切りでぽんとなんなっちゃうということになれば、まだこのまま生かされるということになれば、要支援1、2の人、訪問介護、通所介護ですが、これについてもしそうやったらば、ケアプランでは1週間に1回か2回なんですね、できるのが。それが市町村事業になれば、介護保険を重点的にそれは使うと、一時的にケアプランどおり使う、あとは市町村事業になれば、そこにNPOとか、またシルバー人材センターとか、またボランティアとか、それは市町村のいろんな単価でそれらを守られると、総合的に守られているシステムでございます。これは地域包括ケアシステムの一つの大きな流れの星になっているのが、この問題でございます。介護保険の財源は、介護保険のケアプランで使われたのは当然来ます。あとは生活支援で、総合事業で来た分はその辺はまだ広域連合のほうからは単価は聞いておりませんけども、あとは市町村の単価等を交えて、その人がいつまでも自分の地域でサービスが受けられるようにできるシステムが、これができるといことなんです。

あとの3番目の介護保険サービスの自己負担をふやさないことと言っておられますが、これも高所得者も低所得者も介護保険を使ったらば今、全て1割負担なんです。皆さん方が低所得者対策とよく言われます、私も言っていました。年収、また所得がたしかこれ、165万以上の方だと思いますが、2割負担にしましょうと、お金がある人はやっぱりいただきましょうと、そのような制度でございまして、もしこれをなくすということは、もう1,000万ぐらいの収入がある方でも介護保険、使った方は1割なんです。生活保護、これはいいですけども、そのグレーなところ、境界線の方でも1割なんです。多くあるところからはやっぱり2割いただきませんか、いた

だきましようやというのがこの問題でございます。

4番目の特別養護老人ホーム利用者を要介護3以上に限定しないこと。もう決まりましたけども、実際に1に入っている人もおられます。これについて物すごい問題になって、厚労省は例外的にこれは認めると言いましたけど、それは市町村長、保険者の判断でございますが、どのような人が入っておられるか全国ちょっと聞きましたならば、今、問題になっておられます認知症の人が行方不明になられまして誰だかわかんけども、そういう社会法人がその人を確保されておられる方もおられます。そういう人やちはある意味元気な方です。そのように、またそれは極端な例ですけども、どうしても特養だなければ見られないと言われた、市町村長が認めたら、保険者が認めたら入れます。

また、なぜ3以上にせないけんかということですけども、この件に関しては、全国的に待機者は今、植田議員が59万だ言われましたけど、我が町の南部町のゆうらくでも90人から待っております。自宅で待っておられる方、また老人保健施設で待っておられる方、病院で待っておられる方、たくさんおられますが、ほとんどが要介護3以上なんです。要介護3以上って区分したならどうなるかということですが、要は4以上というのは寝たきりなんです。その3までというのはある程度自分が歩けたり自分のことがある程度できる方なんです。それはみんなの力で、この人を支えてあげましょと、もう寝たきりになってどうもしょもない、こういう人やちを優先的にこういう特養に入れてあげましょか、そのような制度なんです。特に都会は厳しいです。東京、神奈川、埼玉、大阪、名古屋、この近辺については、そういう方がたくさんおられます。

○議長（青砥日出夫君） まとめてください。

○議員（8番 細田 元教君） そういう感じですので、この陳情についてはまだ中身、現場を余り御存じないであろうか。25年を問題にして今後の介護保険、私たち、医療保険もこうして維持していくためにも、こういう法案は必要であるということを申し上げまして、この陳情については反対いたします。

○議長（青砥日出夫君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 私は請願、この内容は、「介護・医療総合確保法案」の撤回を求める請願、ぜひ皆さんと御一緒にこれを採択して、国に上げるべきだという立場から意見を申し上げます。

皆さん、消費税がことしの4月から上がりましたね。5%が最終的には10%だと言ってるんですが、このたび8%になりました。消費税を増税するときはどう言ったのでしょうか、政府は。社会保障充実のためだ、このことを言いましたね。どっちが前後か私も今、ちょっとわかりませ

んが、税と社会保障の一体改革、逆だったかもしれませんが、社会保障と税だったかもしれない、一体改革だと。私は、それは社会保障が充実するもんだと、私、思いましたし、ほかの方もそういうぐあいに思っておられます。

しかし、皆さん、どうでしょうか。早速、これは医療と介護の後退の法律じゃありませんか。そもそも、介護保険制度が出発のときは何だったでしょうか。介護のためにこれは使う制度だということだったんですね。

ところが、今回は、見ますと要支援の1、2は介護保険から外して、そして、地域包括ケア、先ほど包括ケア病院も加味されましたけど、しかし、たとえ介護してもらうのが軽度であろうが、片一方では一定の年金からはむしり取っちゃありませんか。お金は取るが、支援が軽いほうは介護保険は使えません、こんなばかなことありますか。国を挙げての詐欺じゃありませんか、これは。私は、こういうやり方を国民が許していいだろうか。負担をどんどん増加させ、そして、サービスは切り捨てる。まさにこのような国、本当に財政が大変な状況、国家財政が。取るところがなかったら、大変な状況であるならその考えもあるかもしれません。しかし、この後、消費税の中で私、申し上げますが、トヨタなんかは法人税1銭も払ってないんですよ。年間数兆円のもうけを上げて、その会社が1銭も払わない。そして、わずかな年金でも日々の生活、何とかやりくりしている、それからは消費税を5%だったものを8%に取る、こんなことを許す、皆さんどう思いますか。こういうありさまを知られた町民の方、ああ、南部町議会はどうするんだろうか、このことに非常に注目されますよ。皆さん、このような今の国のやり方に対して間違っているんじゃないかと、当たり前前の国にしましょうという、そういう意見書を皆さんと力を合わせて上げようではありませんか。そのことを申し上げて、私はこの請願書をぜひ採択すべき、このことを申し上げて終わります。

○議長（青砥日出夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、請願第2号、「介護・医療総合確保法案」の撤回を求める請願を採決いたします。

委員長報告は不採択でありました。原案に対して採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（青砥日出夫君） 起立少数です。よって、本案は、委員長の報告のとおり不採択とすることに決しました。

○議長（青砥日出夫君） 日程第10、陳情第3号、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出に関する陳情を議題といたします。

本件について民生教育常任委員長の報告を求めます。

民生教育常任委員長、井田章雄君。

○民生教育常任委員会委員長（井田 章雄君） 民生教育常任委員長の井田でございます。報告いたします。

陳情第3号、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出に関する陳情でございますが、審査の結果、全員一致で採択すべきと決しました。以上であります。

○議長（青砥日出夫君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） これで討論は終わります。

これより、陳情第3号、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出に関する陳情を採決いたします。

委員長報告は採択でありました。本案を採択することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり採択することに決しました。

日程第11 陳情第4号

○議長（青砥日出夫君） 日程第11、陳情第4号、地方財政の充実・強化を求める陳情を議題といたします。

本件について総務経済常任委員長の報告を求めます。

総務経済常任委員長、板井隆君。

○総務経済常任委員会委員長（板井 隆君） 総務経済常任委員長の板井です。陳情第4号、地方財政の充実・強化を求める陳情について、当委員会で審査の結果を報告をいたします。

審査の結果は、全員一致で採択と決しております。

意見書を提出させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（青砥日出夫君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） これで討論は終わります。

これより、陳情第4号、地方財政の充実・強化を求める陳情を採決いたします。

委員長報告は採択でありました。本案を採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり採択することに決しました。

日程第12 陳情第5号

○議長（青砥日出夫君） 日程第12、陳情第5号、「海外で戦争する国」にする集団的自衛権の行使容認に反対する意見書の提出を求める陳情を議題といたします。

本件について総務経済常任委員長の報告を求めます。

総務経済常任委員長、板井隆君。

○総務経済常任委員会委員長（板井 隆君） 総務経済常任委員長、板井です。陳情第5号、「海外で戦争する国」にする集団的自衛権の行使容認に反対する意見書の提出を求める陳情について、結果を報告いたします。

審議の結果、賛成3、反対3、同数でした。委員長の採択で、不採択と決しております。

この陳情に対する賛成の意見、反対の意見を若干述べておきます。

賛成の意見といたしましては、国民世論でも集団的自衛権の件については異論が多いので、拙速な対応は避けるべきである。憲法を重視するべきである。国民投票で憲法を変える動きもあるので、正当な方法で行うべきである。さきの戦争で多くの犠牲者があり、特に高齢者の方からの反対も多いと聞いている。国会議員の言動により憲法がないがしろになると思うので、意見書の提出に対して賛成をする。

また、意見書提出を求めるものに対する反対の意見といたしまして、現状で中東アジアにおけ

る安全保障が環境は大変厳しくなっている。集団的自衛権は抑止力のためのものと思うので、この陳情には反対する。集団的自衛権については、日本が世界に出ていくことができる国へということもあると思うので反対をする。海外で戦争する国の行使については、国会でも歯どめをかけていると言っているので、他国に対する防波堤的な要素であると思っているので反対をする。

以上、賛成、反対の意見を述べまして、不採択ということで報告をいたします。以上です。

○議長（青砥日出夫君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 委員会では賛否同数ということですが、最終的に委員長が否とされた理由について御説明をお願いします。

○議長（青砥日出夫君） 総務経済常任委員長、板井隆君。

○総務経済常任委員会委員長（板井 隆君） 総務経済常任委員長です。私も意見を述べてから最終的に不採択ということのほうに賛成をいたしました。の中の、この中であります……。ごめんなさい。1番目、先ほど反対の意見で言いました1番目が私の意見でございます。以上です。

（「もうちょっと聞かせてよ」と呼ぶ者あり）

○議長（青砥日出夫君） 8番、細田元教君。

○議員（8番 細田 元教君） 一つお聞きしますが、これ、根拠となっているのが昭和何年だったかいな……。あの法制局長官の話だったと思いますけども、あれの中には……（「砂川事件」と呼ぶ者あり）そうそう、集団的自衛権の分。その中には最終的には憲法違反であるというのになっていますが、その事実と時の内閣によって法制局長官の言動がそうころころ変わっていいかどうか……（「今、そうだ、そうだ」と呼ぶ者あり）それをどのようにやっておられるのかお聞きしたいと思います。（発言する者あり）

○議長（青砥日出夫君） 総務経済常任委員長、板井隆君。

○総務経済常任委員会委員長（板井 隆君） 済みません、確かに砂川事件については、委員の1人の方から話が出ておりました。砂川事件について参考までに話が出ております。立川基地に住民が入ったことについてのものだったようです。私も済みません、余り詳しく勉強しておりませんで、聞くだけだったんですけど、そのときに自衛隊の自衛権を認めた個別的、また集団的自衛権は示されていなかったということで、そういったことで話が出ておまして、それについて深くそれ以上の話は、追求はしていなかったというふうに記憶をしておりますし、また内閣のそれぞれで意見がよって変わるということに対することに対しての話は出ていなかったというふうに思います。以上です。

○議長（青砥日出夫君） ほかに質疑ありませんか。（発言する者あり）

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

3番、米澤睦雄君。

○議員（3番 米澤 睦雄君） 3番の米澤でございます。私は、「海外で戦争する国」にする集団的自衛権の行使容認に反対する意見書の提出を求める陳情に、賛成の立場から討論いたします。

この陳情書の陳情事項でございます、「憲法解釈変更による集団的自衛権の行使容認を行わないよう意見書の提出をしてください。」という陳情でございます。私が、私の持論をくどくど述べるよりも、実は4月1日に日本海新聞に掲載されました慶応大学名誉教授で弁護士でございます小林節さんの「一刀両断」という欄に、非常に的確に現在の集団的自衛権の行使解禁論議について述べられておりますので、これをちょっと読ませていただきます。

集団的自衛権とは、要するに同盟国が戦火に巻き込まれた際に支援に行く、これは海外派兵でございますが、権利であると。これは独立主権国家である以上は持っているとして国際法で認められている。

しかし、大戦の反省のもとにつくられた現行憲法は、日本が間違っても再度、侵略国にならぬよう、我が国に海外派兵を禁じている。（発言する者あり）だから、我が国は、国際法上は集団的自衛権を保有しているが、憲法上はその行使を禁止されている。憲法9条は、1項で戦争を放棄しているが、その文言は1928年のパリ不戦条約以来、侵略戦争のみの放棄と読むのが国際法の常識であると、交戦権の保持を禁じている。だから、我が国は、他国から攻撃を受けた場合に自衛隊により自国の領域とその周辺で反撃すること、これは個別的自衛権による専守防衛でございますが、反撃することだけはできるが、海外で戦争はできない。つまり、集団的自衛権は行使できない国である。

ところが、安倍内閣は、憲法条文はそのままにして解釈で集団的自衛権の行使を解禁しようとしている。

まず、憲法は、国家権力の乱用を防ぐために権力者に課せられた制限である以上、内閣による解釈は当然のことながら条文の許容限度内のことでなければならぬ。だから、上述のように、条文の意味が明白である以上、解釈の名で海外派兵を解禁することなどはできるはずがない。単純明快に違憲である。そのゆえか政府側からの苦しい説明はしばしば変更されている。

かつては北朝鮮からアメリカへ向かうミサイルを撃ち落せないと困るなどと言っていたが、最

近では朝鮮有事の日本海における米軍支援とシーレーンの防衛を上げている。しかし、実際に朝鮮有事が起きた場合には、在日米軍基地が無事であるはずがなく、それは即日、日本有事である。

また、海外から日本へ資源を運ぶ航海上の生命線であるシーレーンの防衛は、我が国の自衛そのものである。だから、いずれも個別的自衛権の延長線上の話である。にもかかわらず、政府は、このような例を根拠にして、同盟国、これはアメリカでございますが、同盟国の求めに応じて世界のどこへでも派兵できる権利を解禁しようとしている。これは憲法の危機、権力の暴走以外の何物でもないという文章が載っております。

私もまさにそのとおりであると思います。安倍内閣は、最初は、初めは憲法改正によって集団的自衛権の行使を目指していたはずでございます。ところが、憲法改正が非常に困難であると認めるや否や、今度は憲法第9条の解釈を変更して、集団的自衛権の行使を解禁しようとしております。本来、国の将来を左右する重大な事項でございます。広く国民的議論を行わなければなりません。それを私的諮問機関をあたかも公的諮問機関のように扱ったり、圧力をかけたかどうかはわかりませんが、内閣法制局が認めたことと世論を無視して閣議決定を目指しています。仮に憲法第9条の解釈変更が国会で議決されましたならば、それがいかに集団的自衛権の限定的な容認であったとしても、時の権力者によって拡大解釈への変更の道が開かれることになります。憲法9条からは明らかな憲法違反であり、断じて許すべきではありません。

政府は、6月17日に閣議決定の文案概要を提示いたしました。アメリカや他の同盟国への武力攻撃があった場合の武力行使、これはまさに戦争への参加であります。戦後、悲惨な戦争の教訓をもとに歴代内閣と国民が築いてきた日本の平和主義が根底から覆されるもので、到底容認できません。アジアの周辺国で、この事態を喜んでいる国があるのでしょうか。集団的自衛権イコール武力による戦争抑止よりも、これは町長も一般質問の中で言われましたけれども、外交による他国との問題解決能力をぜひとも磨いていただきたいということで、以上、賛成討論といたします。（「反対討論」「順番が逆だって」と呼ぶ者あり）逆か。

○議長（青砥日出夫君） いんや……（「委員長の解釈なりに……」「いい討論だった。いい討論」と呼ぶ者あり）

次に、委員長報告に……（「次」「言い間違いか」「賛成」「賛成者」と呼ぶ者あり）賛成者の発言を許します。（発言する者あり）委員長報告に賛成だで。（「委員長報告、反対したらいい、私たちは」「委員長報告を反対」「反対か、賛成か」と呼ぶ者あり）委員長報告に賛成。（発言する者あり）

1番、白川立真君。

○議員（1番 白川 立真君） 1番、白川です。先ほど討論されました米澤議員の討論の中で、もっともっと国民による議論を深めなければならんという文言があったと思いますが、私もそこに関しては賛同をいたします。

しかし、この案件について意見書を出したいということですので、採択すべきでないという立場で討論をさせていただきます。

まず、この案件ですが、非常にタイムリーかつ難しい案件であると考えます。幾つかのテーマをちょっと整理をしたいと思いますが、まず憲法をこのように解釈することはどうであろうかということ、そして、自衛権は主権国家として固有の権利として存在していますが、集団的自衛権はどうでしょうかということ、そして、主権者である国民による議論が十分であるのかということ、この辺のテーマを整理しながら討論をしたいと思います。

まず、憲法中に集団的自衛権が存在していると解釈することは難題であると考えます。私たちは、日本国民でもあり地球という星に住む地球人でもあり、国連憲章も尊重しなければなりません。国連憲章第2条の中には、「すべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない」簡単に言いますと、戦争の禁止を記しております。

しかし、我が国への悪意による武力行使があったとするならば、日本国憲法第9条、そして、11条、ここは基本的人権です。25条、生存権のもとに国民の生命と財産、また領土を守らなければなりません。守る手段として、個別的、また集団的自衛権というものについて、国連憲章第51条に登場するわけですけども、第51条、簡単にちょっと説明、私なりの解釈をしたいと思います。

まず、ある国がある国へ侵略行為に及んだ場合、国連というものが仲裁に入る。しかし、すぐには入りません。それは各国の代表が一堂を会して、安全保障会議というものをしなきゃいけない。その間は、自分の身は自分で守ってくれというのが個別的自衛権の基本的な考え方でありま

す。そして、もう一つ、相手が余りにも強い国で、自分だけで守れない場合は、仲間に助けを求めてよいという文言もあります。これが集団的自衛権の考え方であろうと私は考えておるわけですけども……（発言する者あり）個別的自衛権というのは比較的想像しやすいですが、集団的自衛権というのは幾つかのケースもあるので、どのケースまでに限定するかという課題があります。そして、さらに大きな課題として、個別的自衛だけで国民を本当に守ることができるのかというテ

一マも見えてきます。究極の話ですけれども、立憲主義という立場に重きを置いて考えるとき、憲法と生命とどちらが優先なのかという大変な究極の話になってくるのではと考えます。ここで武力行使をする側、される側にはそれぞれ戦闘行為を伴うわけですが、戦闘とはじゃあ何でしょう。戦闘とは、自身の意思、心情を相手に対して、実力行使をもって強要する行為を言う。これが戦闘の定義です。これは自衛隊の方々だったらよく知っておられると思います。ここですけれども、9条との兼ね合いがやっぱりあるわけです。

しかし、鎖国時代ならまだしも、世界の一員としてある日本では防衛戦闘を広く捉えてもよいのではと思っております。侵略を憎み、平和主義を世界に推進し、正義の名のもとにある防衛を明確にするべきと考えます。

ですが、以上述べたことも、まだまだ国民の中で議論しなければならんと考えていますので、国民にさらに議論をしてもらって、その声を熟慮してくれというような意見書ならば私も賛同できますけれども、このたびのような意見書では採択すべきじゃないと考えます。以上です。

○議長（青砥日出夫君） これをもって……（発言する者あり）

9番、石上良夫君。

○議員（9番 石上 良夫君） 私は、さきの戦争で、自国で約230万人、外国で約2,000万人と言われているとうとい人命が失われた事実、また、親、兄弟、姉妹、子供が犠牲になられた多くの皆さんの長年の苦しみ、悲しみを思い浮かべまして、今、言われている集団的自衛権が行使されれば、再び多くの若い世代の方が他国の戦争に強制的に出兵させられる、そのおそれは十分にあると思います。私は、このたびの陳情で戦争を実際に体験された方、また、子供を育てている保護者の皆さんにも御意見をお聞きしました。いずれの体験された方も、また、子を持つ親御さんにしても、集団的自衛権には反対するという方が多くおられましたので、私は本陳情に賛成の意を込めて討論したいと思います。

我が国の安全保障政策は、立憲主義を尊重し、憲法前文と第9条が規定している恒久平和主義、平和的生存権の保障は憲法の基本理念であり、時の政府や国会の判断で解釈を変更することはもとより、憲法より下位にあります法律を制定する方法、また、これを変更することは憲法を最高法規と定めた憲法違反に当たると思っております。

また、政府のそのような行為を無効とした憲法第10章の98条、また99条では、国務大臣や国会議員に憲法尊重擁護義務を課すとしています。日本弁護士連合会も政府や立法府を憲法による制約下の下に置こうとした立憲主義の意義に反すると大きく政府の行為を批判して、到底許されるべきものではないと強く主張されておられます。

戦争は、自国を守る前提で他国民を殺害する行為にほかありません。敵国も同様の論理で戦います。結果的に悪い平和もなければ、よい戦争もありません。ことしは第一次大戦から100年目になります。この間に自衛以外の目的で戦争は始まっておりません。正当な理由がなければ、偽造までして自衛のための戦争だということで戦争が始まっております。それほど自衛の権利ということは、戦争の第一次理由であると思っております。私は、今の日本の平和憲法を多くの国が理解し、尊重している今、集団的自衛権行使によりまして、一つ間違えれば現代の兵器では局地的な戦争はあり得ないと思っております。（発言する者あり）日本国土はもちろん、それ以外の周辺国も一瞬にして滅亡するというおそれもあります。

また、最小の軍備、最小の人員で国を防ぐということも不可能でございます。いざ戦争が始まりましたら最小も最大もありません。どの国も戦勝国になろうとして、それ以上の武器、それ以上の人員、それ以上の作戦で私たちの子や孫たち、また親が、平和を求める人たちが一瞬にして自分の意思も証明できない、主張できないままで滅びていく、そういう愚かなことは過去に経験しております。住民の皆さんも多分、平和を求めるそういう意識が強いと思っております。

安倍内閣は、主義主張をこのたび提示したことは、私は悪いことではありません。いろいろ考える機会を与え出したことはいいと思っておりますが、余りにも性急過ぎる。この国の生死をかけたことを時の政府や国会が本当に決めてもいいのか、国民投票法が新しく改正されたとき、多くの若い青年や、そして、子供を育てている親御さんたちの意思が、この集団的自衛権に伝わるよう、国民投票によって決するべきだと私は確信しております。

以上をもちまして、私の賛成討論といたします。

○議長（青砥日出夫君） 11番、秦伊知郎君。

○議員（11番 秦 伊知郎君） 私は、「海外で戦争する国」にする集団的自衛権の行使容認に反対する意見書の提出を求める陳情に、反対の意見を述べさせていただきたいというふうに思います。

米澤議員、石上議員がこの陳情に対して賛成だという意見を述べられました。特に米澤議員の意見の中には、日本海新聞に記載されています慶応大学の教授、「一刀両断」ですか、なかなか論客の方ですので、それを論破するだけの力はないかと思っておりますが、なるほどなという思いでありました。また、石上議員の御発言の中には、お年寄りの気持ち、そして、心情を訴えて、戦争をなくすべき、集団的自衛権は認められないという意見でございました。確かにそれも正論だろうというふうに思います。

しかしながら、集団的自衛権を容認するというのは、決して戦争を起こすために集団的自衛権

を容認するわけではありません。白川議員もおっしゃいましたが、いかなる国も攻撃を受けた場合、武力を用いて反撃する権利がある、これが個別的自衛権であります。中小国は、大国から攻撃を受けた場合に単独でみずからを守ることはできない、利害や考えをともにする国と協力して守られることが必要となる。他国が攻撃され、それを放置しておけば自国の安全に重大な影響が生じた場合、これを自国に対する攻撃とみなして、その国の反撃に協力することが許されている、これが集団的自衛権の考え方です。はしょった考え方ではありますが、そういうふうに言われています。

今回、憲法の解釈によって集団的自衛権を認めようとしているわけではありますが、集団的自衛権に対する見解として、先ほど細田議員のほうに質問されましたが、このように言われています。「我が国が国際法上、集団的自衛権を有していることは、主権国家である以上当然であるが、憲法第9条のことにおいて容認される自衛権の行使は、我が国を防衛するための必要最小限度の範囲にとどめるべきであり、集団的自衛権を行使することはその範囲を超えるものであり、憲法上許されないと解している」これは1981年5月29日、政府答弁書であります。

また、「外国に対する武力攻撃が、例えば間接に我が国の安全が害されるというようなときにも、我が国は自衛権を行使することはできない。そういうものは当然、集団的自衛権の範囲として行使しなければならず、我が国としては行使できない」これは角田礼次郎法務局長官の答弁であります。1981年、衆議院法務委員会で答弁されています。これが現在、我が国が持っている見解というふうになっています。

集団的自衛権の行使を考える上で、これまでの憲法上の解釈をかたく守り続けることが国民の生命・財産を守ることにつながるのか、この視点が重要だというふうに考えています。集団的自衛権について、保有するが行使できないという憲法解釈がつけられたときに比べ、時代は大きく変化をしています。

アメリカは、財政上の問題で防衛予算の削減を余儀なくされており、日本が同盟国のアメリカに対して何もできないのに、果たして同盟国は日本を助けてくれるのか、日本の国を守るために真剣に考えなければならなくなっていると感じております。

そして、北朝鮮の核の脅威、あるいは自国の国力に応じて国境は変わり得るとの考えを打ち出している中国の国防費は、毎年2桁で伸び続けています。このアジア太平洋地域のパワーバランスが変化し、中国、北朝鮮が地域を不安定化しやすい活動をする環境になってきたことは間違いない。それは最近の北朝鮮、あるいは中国の行動を見ていただければ十分理解していただけるというふうに考えます。最小限度の集団的自衛権を容認することは地域を再び安定化させ、紛争や

戦争が起こる可能性を減らすのが目的であります。戦争をするのが目的ではありません。

また、他国の紛争に日本が関与できるようにはしない、日本との関係の薄い地球の裏側で、アメリカが紛争に巻き込まれても、自衛隊が行くことはないというふうに政府は明言しております。

ところが、日本を戦争ができる国にするなど、批判のための批判が出ています。1990年代の初め、国連平和活動（PKO）であります、実施するときも戦争につながるの猛烈な反対キャンペーンがありました。今やPKOは何の問題もない活動として定着しております。集団的自衛権の行使は、戦争をするためではなく、戦争が起こる可能性を減らすのが目的であることを再度申し上げて、この陳情の採択には反対いたします。以上です。

○議長（青砥日出夫君） これをもって……。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 先ほど……。私は、この陳情をぜひとも採択してほしいという意見なんです。

先ほど秦議員が、集団的自衛権は戦争をするためではないと、かえってアジアの平和を維持するためだとおっしゃったんですけれども、私はそのことについて意見を言っておきたいと思うし、意見交換しながら、秦議員にもぜひこれ、賛成してほしいと思っています。

例えば集団的自衛権が平和のためにおっしゃるんですけれども、先ほど秦さんがいみじくも何のためにやるかとおっしゃいましたように、アメリカが自分とこの防衛費が高くつくので、同盟国である日本にもそれ相応の役割を果たしてほしいと、こういうふうに言っているとこうおっしゃいましたよね。まさしくそれが本当の内容ではないでしょうか。例えば集団的自衛権が誰と一緒に結ぶのかということになれば、これは自分の国が攻められたときは個別的自衛権なんだけれども、親しい国でもどなたかが言ったように、誰かが困っているときに出すのが集団的自衛権じゃないんですよね。近しい約束をしている国との約束を果たすために集団的自衛権なんです。だからPKOに出たりとか、白川議員がおっしゃったような、困っている国を助けるのには国連が動くんです。そういう意味でいえば、世界的には、国際的には集団的自衛権というのは旧ソ連とアメリカの冷戦大戦のときで、もう終了してしまっているんだと言われているんですよ。

今言うのは、PKOとか、例えばテロ行為なんかで石油ラインが危ないというようなときに、これは国同士であれば国連軍が出ていくので集団的自衛と言わない。まして今度、テロ等、例えば国同士でないところ出たらこれはもう世界的な警察機構等によって、また国連によって解決されなきゃならない問題なわけですよ。そういう意味でいえば、今、安倍政権の言っている集団的自衛権というのは日本のごく一部ですね、それも歴史と乖離したやり方だと言わざるを得ないと

思うんですよ。

それと、白川議員のおっしゃった小さい国を助けるのが集団的自衛権かということ、今まで集団的自衛権を行使した国は、1番がアメリカ、2番が旧ソ連、それとイギリス、フランス、どれも集団的自衛権で自分の同盟国を助けたのではなくて、同盟国である自分より小さな国が自分から離れようとしているときに集団的自衛権を使ってきたというのが、アメリカと旧ソ連、イギリス、フランスだというのが歴史の中身なんですよね。そういう意味でいえば、秦さんが幾ら言おうと、この集団的自衛権というのは反対勢力が言っているんじゃないくて、学者も含めて、よそで、海外で戦争する国の準備だというのは、これはもう定説なんですよ。そういう意味でいえば、私は、平和を願う気持ちは、今の自民党を支持されてる方も公明党の方も同じだと思うんですよ。そういう意味でいえば、私は、地方政治に携わる本当に小さな町の一議員かもしれませんが、今の世の中がどちらかに動こうとしているときに意思表示を公にする場があるとするのであれば、ここで黙っていることなく、本当に心情的に理解できることも含めて、党派を超えて皆さんと御一緒に上げて、少なくともこれから未来の子供たちや、ここに住む人たちのための平和を守るための力にしていこうではありませんかということ呼びかけて、この意見を国に上げようではありませんかと呼びかけます。一緒に頑張りましょう。

○議長（青砥日出夫君） 10番、井田章雄君。

○議員（10番 井田 章雄君） 10番、井田でございます。私は、この陳情第5号に対して、反対の討論をさせていただきます。同僚議員が、それぞれ各自網羅されましたので、私は私なりに現在の気持ちをもって、この陳情に対して反対したいと思います。

我が国は、国際法上、集団的自衛権を有していることは主権国家である以上当然であります。現在、集団的自衛権は我が国を防衛する上での必要最小限度を超えとの憲法解釈から行使することが認められていないことは認識しております。

しかし、日本周辺安全保障環境が変化したことにより、日米安全保障の機能向上、そして、日本人の安全・安心を脅かしていること、また、国際貢献が必要であることから、必要最小限度内の範囲内で集団的自衛権の行使を容認し、我が国の平和と安全を守る上で当然行うべきだと私は理解しております。

日本が他国に攻め込まれなかった理由としては、日米安全保障条約があり、アメリカという強大な軍事力を持つ国と同盟関係にあり、自衛隊という自国を守ることができる組織がありといった条件がそろっていたからだと私は考えます。そして、集団的自衛権を行使し、海外に自衛隊を派遣する際には、皆さん御承知のとおり、原則として国会の事前承認が必要となります。そこで

過半数の賛成を得なければ実行はできません。いかにそのときの首相の支持率が高かろうとも、国会議員はそれぞれ地元の有権者の意思を無視することはできないと私は考えております。（発言する者あり）現在、与党内で……（発言する者あり）協議中であること、以上のようなことを私は私なりに総合的に判断し、国民の安心・安全、そして、財産を守るために必要であるという考えで反対します。以上であります。

○議長（青砥日出夫君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） この陳情、「海外で戦争する国」にする集団的自衛権の行使容認に反対する意見書の提出を求める陳情を採択すべきという立場で討論をさせていただきます。

一つは、これまでの憲法に関する国の最高法規としての位置づけと、それから安倍政権が行っている解釈による、この集団的自衛権を認めるというのは、もう論理的には破綻していますよね。その前提に立って違う点から話をします。

「今、東北アジア、東アジア、敵対的相互依存の悪循環のわなに陥っています」と冒頭に言っているのは、韓国の檀国大学「碩座（けんざ）」教授と読むんでしょうか、金泳鎬さんのお話を今、ちょっと引いておりますけれども、「中国という敵をつくり、敵の威力を強調し、それで民族主義、保守的雰囲気を高め、それで政権の安定を目指す。中国も高まる民族主義、民主化の要求を抑えなければならない。そのために日本という敵をつくり、ナショナリズムを引き起こす。そうすれば、お互いに敵でありながら、みずから敵に依存する敵対的相互依存の悪循環がエスカレートします。相手への脅威が非常に高まれば安全保障問題が問われ、そのために憲法を変えるべきだと言えば支持率がどんどん高くなると、こういう政治的読みが働いているわけです。韓国も含め、敵対的相互依存の悪循環から抜け出すためには、市民の論理が国家の論理、軍事の論理を圧倒すべきです。そのためにアジアの市民社会が連帯し、アジア市民平和会議を開いてアジア全体の市民平和憲法をつくるべきだと思います」こう提唱されております。

そして、もう一つ紹介をいたしますけれども……（「紹介せんでもええがん」と呼ぶ者あり）ノーベル文学賞をとられた作家の大江健三郎さん、この方が呼びかけ人になられまして九条の会が10年前に発足いたしました。10周年を記念して6月12日に講演会がありまして、いろいろ述べておられるんですけども、この九条の会の呼びかけ人の一人でありました加藤周一さんという方がいらっしゃいました。この方の言葉を最後に大江健三郎さんが引用されておりますので紹介をいたします。「戦争の準備をすれば戦争をやる確率が高い。もし、平和を望むなら戦争を準備せよではない。平和を望むなら平和を準備したほうがいい。戦争を準備しないほうがいい。平和の日本は戦争か平和かを選ぶことができます。戦争をする日本では、戦争か平和かを選

ぶことができません。皆さん、一緒にできるだけのことをしましょう。一緒にできることは限りなくたくさんあるのです」、こう呼びかけられました。

私は、この大江健三郎さんとか戦争を知っている世代の方々の本当に生きた第二次世界大戦などの戦争の教訓を私たちはしっかりと引き継いで平和な日本を守らなければなりません。そのためには安倍首相の行っている今回の集団的自衛権行使容認断固阻止といたしますか、この意見書を国会に届けようではありませんか。よろしく願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、陳情第5号、「海外で戦争する国」にする集団的自衛権の行使容認に反対する意見書の提出を求める陳情を採決いたします。

委員長報告は不採択でありました。原案に対して採決をいたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（青砥日出夫君） 起立少数です。よって、本案は、委員長の報告のとおり不採択とすることに決しました。

日程第13 陳情第6号

○議長（青砥日出夫君） 日程第13、陳情第6号、「手話言語法」制定を求める意見書の提出を求める陳情についてを議題といたします。

本件について民生教育常任委員長の報告を求めます。

民生教育常任委員長、井田章雄君。

○民生教育常任委員会委員長（井田 章雄君） 民生教育常任委員長、井田でございます。報告いたします。

陳情第6号、「手話言語法」制定を求める意見書の提出を求める陳情について。

審査の結果、全員一致で採択すべきと決しました。以上であります。

○議長（青砥日出夫君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） これで討論は終わります。

これより、陳情第6号、「手話言語法」制定を求める意見書の提出を求める陳情についてを採決いたします。

委員長報告は採択でありました。本案を採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり採択することに決しました。

日程第14 発議案第5号

○議長（青砥日出夫君） 日程第14、発議案第5号、地方行政調査特別委員会の設置についてを議題といたします。

提案者であります議会運営委員会委員長、石上良夫君から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、石上良夫君。

○議会運営委員会委員長（石上 良夫君）

発議案第5号

地方行政調査特別委員会の設置について

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

平成26年6月20日 提出

提出者 南部町議会議会運営委員会委員長 石上良夫

南部町議会議長 青砥日出夫 様

――別紙を読み上げます。

地方行政調査特別委員会の設置について

本町議会は町行政推進の資料を得るため、地方自治法第109条及び南部町議会委員会条例第6条の規定により地方行政調査特別委員会を設置し、これに付託のうえ閉会中に次の調査を行うものとする。

記

1. 委員会の構成

2. 調査事件

- (1) 少子化対策について
- (2) 人口対策について
- (3) 地域おこしについて
- (4) 観光について
- (5) 農業振興について
- (6) 下水接続率について

3. 調査地

- (1) 北海道美瑛町
- (2) 北海道東川町
- (3) 北海道滝川市

4. 調査期間

平成26年7月1日～7月4日の間

5. 経費

予算の範囲内

6. 調査方法

地方行政調査特別委員会に付託し、閉会中に実施する。

以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） ただいまの提案説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） これで討論は終わります。

本件は、お手元に配付の原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、発議案第5号は、原案のとおり可決さ

れました。

お諮りいたします。ただいま設置されました地方行政調査特別委員会の委員長の選任につきましては、委員会条例第7条第2項の規定により、議長において指名をいたします。

委員は、全議員14名を指名いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、全議員の14名を地方行政調査特別委員会委員に選任することに決定しました。

それでは、ただいま選任されました地方行政調査特別委員会の正副委員長のため、暫時休憩をいたします。（発言する者あり）本当の休憩をしますか。（発言する者あり）これだけやってまいります。

午後2時19分休憩

午後2時19分再開

○議長（青砥日出夫君） 再開いたします。ただいま地方行政調査特別委員会から互選の結果について報告がありましたので、これを発表いたします。

地方行政調査特別委員長、板井隆君。同副委員長、井田章雄君。

以上で報告を終わります。

暫時休憩します。再開は3時40分だなしに、40分……（「3時……」「2時40分」と呼ぶ者あり）2時40分。

午後2時20分休憩

午後2時40分再開

○議長（青砥日出夫君） 再開いたします。

日程第15 発議案第6号

○議長（青砥日出夫君） 日程第15、発議案第6号、議会における地方行政調査についてを議題といたします。

提案者である地方行政調査特別委員会委員長、板井隆君から提案理由の説明を求めます。

地方行政調査特別委員会委員長、板井隆君。

○地方行政調査特別委員会委員長（板井 隆君） 発議案第6号、先ほど御指名をいただきまし

た議会地方行政調査特別委員会委員長、板井です。

発議案第6号

議会における地方行政調査について

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

平成26年6月20日 提出

提出者 南部町議会地方行政調査特別委員会委員長 板 井 隆
南部町議会議長 青 砥 日出夫 様

――別紙、読み上げさせていただきます。

議会における地方行政調査について

1. 目 的

地域の実情に応じた自治体行政を推進するため、先導的役割を果たす議会としての役割が益々重要となってきている。

少子高齢化及び人口減少が危惧される現在、これをいかにして乗り越え、かつ、地域おこし及び観光振興を図ることにより、魅力的なまちづくりを行う必要がある。また、南部町の重要な産業である農業を振興し、所得向上及び食料自給率の向上を図ることが重要である。さらに、下水道の接続率が決して高いとはいえない現状において、いかにして接続率を高くするかを学び、南部町の接続率向上について議会として研究する必要がある。

2. 調査事項

- (1) 少子化対策について
- (2) 人口対策について
- (3) 地域おこしについて
- (4) 観光について
- (5) 農業振興について
- (6) 下水接続率について

3. 調 査 地

- (1) 北海道美瑛町
- (2) 北海道東川町

(3) 北海道滝川市

4. 調査期間

平成26年7月1日～7月4日の間

5. 経 費

予算に認められた範囲内

6. 調査の方法

地方行政調査特別委員会による関係者からの聞き取り及び現地調査による。

以上です。

○議長（青砥日出夫君） ただいまの提案説明に対して、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） これで討論は終わります。

本件は、お手元に配付の原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、発議案第6号は、原案のとおり可決されました。

日程第16 発議案第7号

○議長（青砥日出夫君） 日程第16、発議案第7号、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書を議題といたします。

提案者である民生教育常任委員長、井田章雄君から趣旨説明を求めます。

民生教育常任委員長、井田章雄君。

○民生教育常任委員会委員長（井田 章雄君） 民生教育常任委員長、井田でございます。

発議案第7号

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

平成26年6月20日 提出

提出者 南部町議会民生教育常任委員会委員長 井田章雄

南部町議会議長 青砥日出夫 様

別紙、意見書（案）につきましては、白川民生教育常任副委員長によって読み上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 1番、白川立真君。

○民生教育常任委員会副委員長（白川立真君） 1番、白川です。読み上げます。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める

意見書（案）

わが国におけるウイルス性肝炎、とくにB型・C型肝炎患者・感染者は全国で350万人以上いると推定されている。それは主に輸血、血液製剤の投与、集団予防接種における感染と言われており、慢性肝炎から高い確率で肝硬変、肝がんに行進する重大な病気である。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、B型・C型肝炎の根治を目的としたインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されており、多数の患者が医療費助成の対象から外れている。中でもウイルス性肝炎がより重篤化し、就労困難な状態にある肝硬変・肝がん患者の多くは、経済的に苦しい中で高額な医療費を負担せざるを得ず、生活に支障を来している。

また、現在の障害者手帳の認定基準は、肝硬変・肝がん患者をはじめとする肝炎患者の病状に合致する基準となっていないため、支援が必要な病態にある大多数の患者が認定を受けることが出来ない状況にあり、厚生労働省に設置されている肝炎対策推進協議会も実態に即していないとして、その見直しについて指摘しているところである。

平成22年1月に施行された「肝炎対策基本法」では、国内最大の感染症被害をもたらした事に対する国の責任が明記され、肝炎患者を救済する事を国の責任と定めたが、必要な個別法の制定、予算措置がなければ患者の救済は進まない。また、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法においても「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との附帯決議がなされている。

よって国におかれては、これらの患者の救済をするため、次の事項について速やかに必要な措置を講ずるよう強く要望する。

記

1. ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。
2. 身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成26年6月20日

鳥取県西伯郡南部町議会

【提出先】

内閣総理大臣
衆議院議長
参議院議長
財務大臣
厚生労働大臣

以上です。

○議長（青砥日出夫君） ただいまの趣旨説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） これで討論は終わります。

これより、発議案第7号、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第17 発議案第8号

○議長（青砥日出夫君） 日程第17、発議案第8号、地方財政の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

提案者である総務経済常任委員長、板井隆君から趣旨説明を求めます。

総務経済常任委員長、板井隆君。

○総務経済常任委員会委員長（板井 隆君） 総務経済常任委員長、板井隆です。

発議案第8号

地方財政の充実・強化を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

平成26年6月20日 提出

提出者 南部町議会総務経済常任委員会委員長 板 井 隆
南部町議会議長 青 砥 日出夫 様

別紙、意見書（案）につきましては、三鴨義文総務経済常任副委員長より朗読をしていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 2番、三鴨義文君。

○総務経済常任委員会副委員長（三鴨 義文君） 別紙を読み上げます。

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

被災地の復興、子育て、医療、介護などの社会保障、環境対策など、地方自治体が担う役割は年々拡大しており、地域の財政需要を的確に見積もり、これに見合う地方交付税及び一般財源総額を確保する必要がある。

また、経済財政諮問会議などで法人実効税率の見直しや償却資産に係る固定資産税の減免などが議論されているが、公共サービスの質の確保をはかるためにも、安定的かつ地域偏在性の小さい地方税財源を確立することが極めて重要である。

地方自治体の実態に見合った歳出・歳入を的確に見積もるためには、国と地方自治体の十分な協議を保障した上で、地方財政計画、地方税、地方交付税のあり方について決定する必要がある。

公共サービスの質の確保と地方自治体の安定的な行政運営を実現するため、2015年度の地方財政計画、地方交付税及び一般財源総額の拡大にむけて、政府に次の通り以下の対策を求める。

記

1. 地方財政計画、地方税のあり方、地方交付税総額の決定に当たっては、国の政策方針に基づき一方的に決めるのではなく、国と地方の協議の場で十分な協議のもとに決定すること。
 2. 社会保障分野の人材確保と処遇改善、農林水産業の再興、環境対策などの財政需要を的確に把握し、増大する地域の財政需要に見合う地方財政計画、地方交付税及び一般財源総額の拡大をはかること。
 3. 復興交付金については、国の関与の縮小をはかり、採択要件を緩和し、被災自治体がより復興事業により柔軟に活用できるよう早急に改善すること。また、被災地の復興状況を踏まえ、集中復興期間が終了する2016年度以降においても、復興交付金、震災復興特別交付税を継続して確保すること。
 4. 法人実効税率の見直しについては、課税ベースの拡大などを通じ、地方税財源の確保をはかった上で、地方財政に影響を与えることのないようにすること。また、法人事業税については、安定的な税収確保や地域偏在性の縮小をめざす観点から、現行の外形標準課税の充実をはかること。
 5. 償却資産にかかる固定資産税やゴルフ場利用税については、市町村の財政運営に不可欠な税であるため、現行制度を堅持すること。
 6. 地方交付税の別枠加算・歳出特別枠については、地方自治体の重要な財源となっていることから現行水準を確保すること。また、増大する地方自治体の財政需要に対応し、臨時的な財源から、社会保障や環境対策などの経常的な経費に対応する財源へと位置付けを改めること。
 7. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、小規模自治体に配慮した段階補正の強化、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握について、引き続き対策を講じること。
 8. 人件費削減など行革指標に基づく地方交付税の算定は、交付税算定を通じた国の政策誘導であり、地方自治、地方分権の理念に反するものであることから、このような算定を改めること。
- 以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成26年6月20日

鳥取県西伯郡南部町議会

【提出先】

内閣総理大臣

内閣官房長官

総務大臣

財務大臣

経済産業大臣

内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）

以上です。

○議長（青砥日出夫君） ただいまの趣旨説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） これで討論は終わります。

これより、発議案第8号、地方財政の充実・強化を求める意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第18 発議案第9号

○議長（青砥日出夫君） 日程第18、発議案第9号、手話言語法（仮称）の制定を求める意見書を議題といたします。

提案者である民生教育常任委員長、井田章雄君から趣旨説明を求めます。

民生教育常任委員長、井田章雄君。

○民生教育常任委員会委員長（井田 章雄君） 民生教育常任委員長、井田でございます。

発議案第9号

手話言語法（仮称）の制定を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

平成26年6月20日 提出

提出者 南部町議会民生教育常任委員会委員長 井田 章雄

南部町議会議長 青 砥 日出夫 様

別紙、意見書（案）につきましては、白川民生教育副委員長より読み上げますので、よろしく
お願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 1 番、白川立真君。

○民生教育常任委員会副委員長（白川 立真君） 1 番、白川です。読み上げます。

手話言語法（仮称）の制定を求める意見書（案）

手話は、音声だけではなく、手や指、身体などの動きや表情を使い、独自の語彙や文法体系をもつ言語であり、ろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきたものである。

しかしながら、昭和 8 年にはろう学校での手話の使用が事実上禁止されるなど、ろう者の尊厳が著しく傷つけられてきた長い歴史がある。

平成 1 8 年に国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約では、言語には手話その他の形態の非音声言語を含むことが明記され、フィンランドの憲法をはじめ、世界では憲法や法律に手話を規定する国が増えてきており、これは世界的な潮流となっている。

我が国では、平成 2 3 年に障害者基本法が改正され、手話が言語であることは明確に位置付けられているものの、この規定だけでは音声言語中心の社会から、ろう者が暮らしやすい社会へと変革する推進力としては不十分であり、手話に関する施策も含めた個別法が必要である。

鳥取県では、平成 2 5 年 1 0 月に、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及に関し基本理念、手話の普及のための施策の総合的かつ計画的な推進に必要な基本的事項等を定めた手話言語条例を制定したところである。

これが契機となって、他の自治体でも同様の条例制定に向けた取組が進みつつあるが、このような取組を着実に根付かせるためには、手話が音声言語と対等な言語であることを国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした、手話言語法（仮称）を制定することが必要である。

よって、国におかれては、手話の重い歴史を踏まえつつ、ろう者、手話通訳者、事業者、行政機関等の意見を聴きながら、手話言語法（仮称）を制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定に基づき意見書を提出する。

平成26年6月20日

鳥取県西伯郡南部町議会

【提出先】

内閣総理大臣

衆議院議長

参議院議長

文部科学大臣

厚生労働大臣

以上です。

○議長（青砥日出夫君） ただいまの意見書（案）を読んでいただきましたけども、一部校正せな
いけんところがあるように思います。委員長、副委員長はもう一度これを確認して、内容はと
おりあろうと思いますが、言葉としてつながらないところがあるように見えますので、お願いをし
たいと。若干の校正が必要ではないかというふうに思われます。（「よろしいですか」と呼ぶ者
あり）

はい。

○民生教育常任委員会委員長（井田 章雄君） 私もちょうと今、石上議員から指摘を受けまして、
本文の5番目ですか、「しかしながら、昭和8年では」というふうになっておりますけど、こ
れは「昭和8年までは」、「に」が要らないと思います。「昭和8年まではろう学校での手話の
使用が禁止されるなど」ということで……（「訂正をね」と呼ぶ者あり）訂正をお願いしたいと思
います。「昭和8年まで」、「に」は要らん、「ま」を入れて「に」を削除ということですね。
（「までは」と呼ぶ者あり）「までは」。

○議長（青砥日出夫君） それと……。

○民生教育常任委員会委員長（井田 章雄君） まだありますか。

○議長（青砥日出夫君） 下から、「地方自治法第99条」のところから6番目の「更には手話を
と」そこをちょっと教えていただけますか。（「更には手話……」「更には手話として、手話
を言語として普及やな、手話を言語として普及やな。手話を」「更に手話」「言語だ」「言語や
ね、言語として普及でしょう、違うの」と呼ぶ者あり）「言語」が抜けとるか。（「言語」「本
当だ」と呼ぶ者あり）言語か。（「言語か、わかった」「委員会として……」と呼ぶ者あり）
（発言する者あり）として……。そこは「言語」を入れて読んでいただきますのと、校正をお願

いしたいというふうに思います。（発言する者あり）はい。

ただいまの趣旨説明に対して質疑を行います。（「井田さん……」「待った」「ちょっと休憩してください」と呼ぶ者あり）

はい、休憩します。

午後 3 時 0 2 分休憩

午後 3 時 0 3 分再開

○議長（青砥日出夫君） 再開します。

ちょっと説明してください。

11 番、井田章雄君。

○民生教育常任委員会委員長（井田 章雄君） 「昭和 8 年には」ですね、「には」、「で」を取るんですね。

それから、次、議長から指摘されました「更に」……。

○議長（青砥日出夫君） 更には。

○民生教育常任委員会委員長（井田 章雄君） 「更に手話をとして」になっていますが、「手話を」、ここに「言語」を入れていただきたいと思います。（「更にはですか」と呼ぶ者あり）ええ、「更には手話を言語として普及」ということとさせていただきます。（発言する者あり）はい、大変申しわけありませんでした。よろしく願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 再開しますを言わだったな。休憩しとった。

再開いたします。

ただいまの趣旨説明に対して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） これで討論は終わります。

これより、発議案第 9 号、手話言語法（仮称）の制定を求める意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第 19 発議案第 10 号

○議長（青砥日出夫君） 日程第 19、発議案第 10 号、消費税の増税に反対する意見書を議題といたします。

提案者である亀尾共三君から趣旨説明を求めます。

12 番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12 番、亀尾です。

発議案第 10 号

消費税の増税に反対する意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出する。

平成 26 年 6 月 20 日 提出

提出者 南部町議会議員 亀 尾 共 三

賛成者 同 真 壁 容 子

賛成者 同 植 田 均

南部町議会議長 青 砥 日出夫 様

――別紙を読み上げます。

消費税の増税に反対する意見書（案）

いま、国民の所得はのびず、社会保障の負担増がのしかかっている。物価や原材料費が高くなり、くらしと営業を圧迫している。このもとで、消費税の 8% の大増税によって、消費が冷え込み、景気が急速に悪化することは必至である。

さらに、安倍内閣は、圧倒的多数の国民の反対にもかかわらず、来年 10 月から消費税を 10% へ引き上げる、大増税路線につきすすもうとしている。

消費税増税の口実は、すべて崩壊している。「社会保障のため」といいながら、給付削減と負担増は目白押しである。「財政再建のため」といいながら、大型公共事業や軍事費の規模を膨らませ、財政再建のめどは示されていない。

消費税を増税しなくても、所得や資産に応じて負担する「応能負担の原則」にたった税制改革と賃上げをはじめ国民の所得を増やす政策で税収を増やせば、社会保障拡充の財源は十分確保でき、財政再建の道も切り開かれる。

以上の趣旨にたって、次のことを求める。

記

1. 消費税の大増税をやめること

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成26年6月20日

鳥取県西伯郡南部町議会

【提出先】

内閣総理大臣

財務大臣

この意見書を提出することなんですけども、私は、先ほど今議会の中でも触れましたが、「介護・医療総合確保法案」の撤回を求めるところでも申し上げたと……。違ったかな、年金か、削減は……。きょうの議案の中でも触れました。

私は、消費税増税の理由として、社会保障の充実と、そして、財政再建、このことを言って理由として上げたんですが、しかし御存じのように、社会保障は後退する、いわゆる医療も介護の後退、そしてまた年金の引き下げもされてきたという中であります。

一方、庶民はそういう中で大変な生活苦というんですか、日々の暮らしが大変な状況に追い込まれているにもかかわらず、じゃあ、企業のほうはどうなのか。地方の中小の企業は、この増税によって大変経営が逼迫して廃業、あるいは倒産に追い込まれる。そしてまた、そこに勤めている職員、従業員も大変そのあおりを食って生活が大変あるわけです。

一方、一部の大企業、これは大きなもうけの中でも利益が出ているにもかかわらず、税金は減税の方向へ行く、そして現在でも、先ほどの中でも触れたんですが、議案の中で。トヨタなんかはこの5年間、法人税はゼロです。1円も払っておりません。（発言する者あり）逆にじゃあ、そのもうけはどうしたのかというと、株式の配当に1兆542億円出す。そしてまた、内部留保には4,079億円もふやす。累計していく内部留保は幾らになると、数十兆円になってる状況なんです。それで、トヨタに限らず、一部の大企業の内部留保とトータルすると、272兆円と言われております。このお金を全て吐き出せとは言いませんが、このため込んだお金の中で、そ

ここで働く人たちはどういう状況か、待遇は。いわゆる派遣労働者のほうにどんどんウエートをふやしていく、低賃金で使う。また、下請企業の単価を引き下げ、どんどんたたいていく。そのあおりを食うのは町なかの中小の企業、あるいは地方の企業がやられてあおりを食うというような状況です。

そういう中で、日本の経団連がどういうことを言ってるかということ、今の大企業の法人税が今、30数パー、35%を上回ってると思いますが、それを25%まで引き下げてほしい、そうするとどのぐらいになるか、年間5兆円、これだけの財源が国のほうへ、もし失われていく、そういう状況です。大企業の法人税の負担率は、見ますと、現在払っているのが日産自動車ですけども、10.9%、ホンダ自動車が18%、京セラが13.9%、三菱商事が6.2%、こういう中でもさらにそれを引き下げようというこのような動き、一体、今の政治は国民をどのような目で見てるでしょうか。

南部町の中でも、この消費税増税によって潤った人は皆無と言うべきではないでしょうか。私は、こういう中で国全体のことを思えばどう思われるかわかりませんが、この南部町で住む人たちの声を代弁する私たち議会議員は、この声を率直に受けとめて、ぜひこの意見書を採択して、国に上げることを皆さん方に求めます。どうぞよろしくをお願いします。

○議長（青砥日出夫君） ただいまの趣旨説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

11番、秦伊知郎君。

○議員（11番 秦 伊知郎君） この意見書の中に、応能負担の原則による税制改革とありますが、具体的に先ほど大企業の税率を示して説明されましたが、具体的にはどのような方法をとれば応能負担の原則による税制改革ができるのか。

また、軍事費、あるいは大型公共投資の規模を膨らませとありますが、25年度、26年度、軍備費というのは格段に増額しているのか、その辺の実情というのはどうでしょうか。（「軍事費じゃないだろう、防衛費だろう」と呼ぶ者あり）軍事費って書いてある。

○議長（青砥日出夫君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 税金は、応能負担が原則であるということなんです。つまり、このことは何かというと、税の原則というのは、いわゆる利益が出た、そのことによってそこから税率を算出して納める、これが応能負担の原則です。これが失われているのが消費税じゃありませんか。極端なこと言えば、子供。子供は今、収入がありません。大人から小遣いなんですけど、これは所得ではありませんね。そういうのでも、おっちゃん、こんにちとは言ってあめ玉買っても消費税が5%だったのが8%、行く末は恐らく10%になるでしょう。そういうことをやって

いいのか、これは応能負担の原則に反しているんじゃないでしょうかということ。

それから、お金の使い方なんですけど、いわゆる軍事費、ここでもやっていますけど、これは第何次かわかりませんが防衛計画、これによって外国から武器を買っていく、そのことでもあります。それに、そういうことに膨らませていること。それから、大型公共事業、東京とかそういうところに外環道といって、今ある道路に、そこにまた道路をつけていく。お金がじゃぶじゃぶあるなら構いませんが、1メートルつくるのに1億円もかかる、そのような道路、果たして必要だろうか。もちろん、ないよりもあったほうがいいですが……（発言する者あり）それよりも地方の今、生活に直結する道、ここをどんどん改良していくこと、このことをやるのが当たり前であって、いわゆる大型公共事業というのは、そういう事業のことを言っているのです。

○議長（青砥日出夫君） 6番、景山浩君。

○議員（6番 景山 浩君） 6番、景山です。今の秦議員の質問の続きとこです。国民の所得をふやす政策で税収をふやせばよいというふうになっております。具体的にどういった政策をもってすれば国民の所得をふやせるというふうにお考えでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 先ほど提案したときに触れたんですけども、いわゆる大きな内部留保を抱えている企業、そこがそこで働く人たちを正職、正雇用にして、そして、年々ベースアップを図りながら所得をふやしていく、そのことが地方のその経済を潤していくことで、そこで所得がふえれば税金も払う。そして、それを使って利益が出た商店とかそういうところも税金がふえる。それからまた、下請企業へそれだけのお金を出していけば、単価をたたくなら正当といえますか、たたくのではなく一定の下請料金を払えば、その下請企業もそれだけのもうけが出る。そうすれば税金がそこに入る、これが当たり前、税収の政策、ふやす政策、このように私は考えております。

○議長（青砥日出夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

6番、景山浩君。

○議員（6番 景山 浩君） 私は、この発議案に反対の立場から発言をさせていただきます。消費税だけでなく、全ての税金について増税というのは余りうれしくないというのは、これは

多分10人おられたら10人全ての方がそうおっしゃるというふうに思います。ですが、今回の8%の引き上げ、それからその先の10%の引き上げというのは、好きか嫌いかだと、嫌いだというのがほとんどだと思いますが、かなりの部分の方が、仕方がないという思いも持っておられるのではないかなというふうに思います。

一番の理由として上げられているところが福祉の維持ということですが、以前も述べたことがあります。高福祉高負担の北欧と低福祉低負担のアメリカといったような、そういったどういうレベルの福祉を、どういう負担を求めながら維持をしていくのかということが、結構この問題を議論するときは出てきます。

日本の場合は、北欧ほど高福祉ではないけども、中の上だというふうに大体レベル的には言われてますし、負担のほうは低とは言わないけども、中の下のほうの負担だと。このギャップが大きいままにずっと来たがために、福祉の財源が不足をしていって、ひいては国の財政が悪化をしていってんだということがよく言われておまして、このギャップをどういうふうにして埋めていくのかということで、いろんなあらゆる面の税制を考えていかないといけないとは思いますが、とりあえず消費税から取りかかっているところというふうな考え方で、今回来てるのだと思います。

それと、国民の所得を上げていくということは、亀尾さんもおっしゃいましたように、私はそれも非常に重要で企業や個人が納める税の額をふやすためには取得を上げていかないといけないということはあるんですが、提案者の方からもありましたけれども、日本の税制、30数%のところ、大体、諸外国25%ぐらいが平均したところですので、企業としては経営的に厳しくなれば、賃金が低く、税金が安いところに行きたいという思いというのは、やっぱりこれは正直なところだろうと思います。世界各国で引っ張り合いが起こってますし、とどまるのか出ていくのかという選択を迫られてるところも相当多いというふうに思います。国内に残って外国の企業との競争に打ち勝って国民に利益をもたらしてくれるような、そういった企業を育てていく、そこら辺の折り合いをどこら辺かというふうに考えながら行くこともやっぱり必要です。

企業は企業であって、住民、従業員は別個にあるような話をされますけれども、鳥取のほうで三洋電機がなくなってしまった、あれ、紛れもなく大企業ですが、その後には働く場所がなくて失業状態になられた方や、遠くのほうに単身赴任で行かざるを得なかった方、まだまだこれから何年も何十年もあの傷を癒やすには時間がかかるのが実態だというふうに思います。企業だけ悪者にして何か話が済めばそれでいいのかもしれませんが、そういうわけにはいかないというふうに思います。この現在の福祉のレベルを維持するためには、相応の負担を私たちが払って

いかないといけないということは、やっぱり明白なことだというふうに感じますので、この意見書（案）には反対をいたします。

○議長（青砥日出夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） この意見書は、現在8%から来年10月に10%に増税するということについて反対する意見書ということでありまして、その1点で皆さん御一緒に国に対して意見を上げましょうということなんですけれども、私、前回5%に増税したときのことを思い出していただきたいんですけども、国は5%に上げたために国の税収が減ったんです、そのことを思い出していただきたい。誰が喜んだのかといえば、最終的に口を開けば大企業という目のかたきにしているように聞こえるかもしれませんが……（発言する者あり）結果がそうなるので、言わなければいけないんです。

中身につきましては、先ほど提案者のほうから詳しい数字の説明があったので繰り返しませんけれども、3月期決算はもう大もうけの大企業のひとり勝ちという見出しが躍っているわけでして、その税制のこの消費税というのは逆累進課税ですよ。少ない所得に占める税金の比率が高いわけですよ。だからもう、たくさんお金持ってる人には微々たるもんなんですよ、こういう性格を持っている。それを国の大きな政策を実行していくためには大きなお金が必要ですが、その社会福祉を充実を実現していくために、そういう逆累進性の税金をもって充てることは、社会福祉の理念からいって間違っているということが言えると思うんですよ、逆累進性なんですからね。そのことを一つ言いたいですね。

それから、大金持ちほど低い税率の実態につきましては、これ、何遍も紹介してるんですけども、国税庁の2007年申告所得の調査で、1億円のところをピークにしまして、26.5%の税率で、100億円になりますと14.2%まで税率が下がっている実態、結果がそうなるんですよ、そういうこと。それをきちんと、先ほど消費税が逆累進だったわけですけど、これを累進課税で負担していただくと、しっかりと国に税金が入っていく、これによって社会福祉の財源、つくっていくということですね。

それから、2つ目には、所得をふやすという問題ですけども、一つは最低賃金、私たちは一つ言っているのは、時給1,000円を全国最低レベルにしようじゃないかということも言っております。

それから、内部留保に積んでおいても、それは利息がつくかもしれませんが、働いている従業員の皆さんに正当な還元をすることでありまして、それから一生派遣という問題があるん

ですよ。もう働いても、働いても正社員になれないようなことが、国の法律がいろいろ問題があるわけですよ。それを正社員が当たり前の社会にしていく、そういうことをすることでみんなが豊かになって、それなりの負担を、税金を払い、そのことによって国の財政が潤い、そして、社会保障が回っていく、そういうことをいい好循環をつくっていくのが当たり前の道だと私は考える。その一番、今回の消費税の問題は、社会保障の財源としてふさわしくない消費税の増税、やめるべきということで、よろしく願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 4番、板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） 4番、板井隆です。私は、この発議案第10号、消費税の増税に反対する意見書に対して、反対の立場で討論をさせていただきます。

まず、先ほどから大企業ということで出ておりますけど、大企業も消費税がまず上がれば消費税を払っていかなくちゃいけないというところが出てくると思いますし、それから今、そうやって内部留保資金がふえてると言いますが、ついこの間までは大変な景気が悪くて、そういった中でも何とかここまで生き延びてこれたというのも、ある程度内部留保資金が少しずつでもあったからではないかなと思います。そういった過去を知ってる企業からすれば、やはりある程度は持っておくというのは、これが会社を存続させていくための一つの保険的なものではないかなと思います。最近、ちょっとした車や、それから石油ストーブとかガスストーブとか、そういったようなふぐあいでもすぐリコール、もちろんこれは必要なわけなんですけれど、そういったために多分費用をあれだけの宣伝をして回収する、また直していく、部品をかえていくというようなところでも大変な莫大な予算を使っていかなくちゃいけない、そういった面も含めて内部留保資金も必要です。

それと、大企業といえはやはり何万人規模の職員の、社員の方がおられるわけです。その社員の方には家族があります。景気が多少変動したとしても、そこを守っていくためにも、これは必要ではないかな、確かに中小企業のほうにも厳しいかもしれませんが、それはまず自分たちを守らないと、次のほうに持っていけないというところもあるんじゃないかな、まだまだそこまでの余裕が景気回復もしていないんじゃないかなというふうに思います。

それと、消費税の件ですけれど、消費税が来年の10月ですか、10%になるということですが、これもまだ決まったことではありません。政府も、国も景気の動向を見ながら決めていく、まだ決定をしておりません。

それと、軽減税率、日用の必需品とか、そういったものについては税率を下げるというような検討もされております。そういったところ、まだまだ10%に関しては国のほうも十分審議、検

討しているという立場から、今この意見書を出すのは拙速であるというふうに思い、反対の意見とさせていただきます。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） この陳情を、ぜひ御一緒に採択したいという意見です。

先ほど景山議員が税金を上げるといのは、誰も増税は好きではないと、多くの国民の一致するところだと思うんですけど、実は4月の23日の日経新聞にこういう広告が出たそうです。

「この4月から消費税が8%に上がった。例えばもやしのような安価な食材も工夫次第では立派な主菜になる。節約は、実は生活を豊かにするものだと思えば、増税もまた楽しからずやだ」、これ、広告出す、どこの広告かお気づきになりますか、トヨタですよ。トヨタが自分の車を売するのに、消費税が導入されて2週間後の日経新聞に、これを一面広告に出したもんですから、国民が国会でも問題になったぐらいに消費税増税を喜んでる人がいる。それは例えば責任を持つ、お金が入ってくる国だとまだしも、トヨタがこれを喜んでるという実態があるということで、私もまさかと思ったんですよ、それ、聞いたときに。まさかそんなこと本当に書くんやろうかと、国民が。と思ってるんだけど、そこに私は、今回消費税のからくりがあるなということを感じました。

私たちは、よく消費税増税反対とか、消費税やめろという意見、陳情、採択しようと言うんですけど、例えば今、町議会で問題になる国保税ですね、引き下げようとか町で言うんですけども、全体として国保税やめろという言い方しないんですよ。なぜかという、制度自体には問題があるかもしれませんが、国民皆保険制度や国民の医療そのものが立ち行かなくなってしまうからです。介護保険も私たちは制度的には問題があると思っていますが、今すぐなくせというようなことは言わないんですよ。だから、欠陥のところを改良していきながら行こうと言うんですけど、事消費税に至っては、本当に遠慮しながら今度の10%の大増税、やめようじゃないかというのが今回の提案なんですよ。

それで、やはりこのトヨタがどうして増税もまた楽しからずやというようなことを平気で書けるのかという問題だと思うんですけども、私、驚いたのは、消費税というのは国税だからどうしても学者等の意見に頼るしかないので許してほしいと思うんですが、大阪経済大学の客員教授なさっている岩本教授という方が述べていらっしゃるんですけども、消費税が5%のときに、還付ですよ、輸出戻し税というのが出るわけですよ。その輸出戻し税が、いわゆる消費税1%上げたら2.5兆円と言っていましたよね。5%で約13兆円あるそうですが、そのうちの約2割ですね、2.5兆円が大企業に戻されておったと言うんですよ。これが10%になれば、大企

業に戻すお金は5兆円になるだろう、こういうふうに使われています。それで、うちの実家も何がえらいって、消費税払うのが一番えらいと怒ってましたけども、国税の中で断トツに滞納が多いのが消費税。これはあんまり国会、政府も言いませんけれども、中小業者が圧倒的に消費税が払えなくて滞納しているという実態なんです。この方がおっしゃっているのは、景気は今がよくなったって、板井議員さんが内部留保で持ち越したと言うんですけども、今の時期は確かに戻ってくるであろうと、この買いためた分のあおりで起こった分がね。でも、本当に景気が大変になってくるのは今年度末だと、いわゆる中小業者が消費税を払えない実態が出てくるということを指摘しているわけなんですよ。

私は、これはやはり構造的に欠陥があるということのほうが確かなんではないでしょうか。それで、先ほど言った20%も大企業に戻すから、アメリカがどうして消費税導入しないかというのと、そういう一部の企業に優遇するリベートを伴う税金だと言っているんですって。これも驚きました。

そういうことを見たときに、とりわけうちの町でいえば大企業ってそんなにいませんよね、輸出戻し税をもらっているんでしょうか。そういうことを考えたら、私は、仮に内部留保をする企業も必要だと板井議員もおっしゃったけども、私たちは内部留保をなくせと言っていない。そこにため過ぎないで、庶民に還元してよと言っているんですよ。そういうことを言えば、私たちは本当は消費税をなくしてほしいんですけど、皆さんと御一緒に声を上げたいのは、少なくとも来年度の大増税をやめてほしいという声を御一緒に上げようではないかという意見なんです。上げたもんを下げれるかと思ってる方もいらっしゃるのかわかりませんが、実際にこの制度を導入しているカナダではそれを下げてきているんです。そういう意味でいえば、この消費税の少なくとも皆さんと御一緒に暮らしを守るために、そうやってやはりどうしても構造的な欠陥があるという点でいえば、特に地方からはこの消費税をやめてくれ、増税やめてくれという声は至極妥当ではないでしょうかと思いますので、ぜひとも御一緒に上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、発議案第10号、消費税の増税に反対する意見書を採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（青砥日出夫君） 起立少数です。本案は、否決されました。

日程第 2 0 発議案第 1 1 号

○議長（青砥日出夫君） 日程第 2 0、発議案第 1 1 号、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」改正の撤回を求める意見書を議題といたします。

提案者である真壁容子君から趣旨説明を求めます。

1 3 番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君）

発議案第 1 1 号

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」改正の撤回を
求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第 1 4 条第 2 項の規定により提出する。

平成 2 6 年 6 月 2 0 日 提出

提出者	南部町議会議員	真 壁 容 子
賛成者	同	亀 尾 共 三
賛成者	同	植 田 均

南部町議会議長 青 砥 日出夫 様

――中身、別紙について意見書（案）を読み上げさせていただきます。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」改正の撤回を
求める意見書（案）

今回の法「改正」は、教育委員長と教育長を一本化し、首長が直接任命する新教育長を教育委員会のトップにするものである。一方で、教育委員会の教育長に対する指揮監督権限は否定される。これは戦後教育の大原則教育行政の独立の否定であり、到底認めることはできない。

地方自治体の教育政策の方針となる「大綱」は、首長が決定することとなっている。この「大綱」は首長や首長が任命する教育長のもとでつくられる「総合教育会議」で決まり、教育委員会はその下請け機関と位置づけられてる。首長による政治的立場、思想、恣意、主観などにもとづく教育支配がすすむ可能性がある。

戦前の教育は「滅私奉公」という価値観で個人の上に国家をおき、国民を無謀な戦争にかりたてた。戦後の憲法と教育基本法は、教育の基本原則として、「個人の尊厳」を明記した。戦後の

教育委員会は、戦前の国家に支配された教育のあり方を反省し、教育権の独立を貫くためにつくられた制度である。今回の法「改正」は、これの否定であり、戦前の国家主義教育への回帰を狙ったものといえる。

この法案の狙いは、識者が指摘するように、戦争美化と「愛国心教育」の押しつけ、学力テストの強行にみられる競争主義教育のより一層の推進にあるといえる。

教育は、すべての子どもの成長・発達のための文化的営みであり、教員と子どもとの人間的な触れ合いを通じて行われるものである。そこには自由や自主性が最も尊重されなければならない。このための教育行政の独立であり、今回の法「改正」はこの教育の根本原理・理念を壊すものであり、法「改正」の撤回を求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成26年6月20日

鳥取県西伯郡南部町議会

【提出先】

内閣総理大臣

文部科学大臣

私は、7月の20日に、町長や議長さんにもお世話になることが多いのですが、平和行進を歩くことがあります。そこには高校の先生が出てこられて何を持ってくるかということ、大きな端がもう破れているんですけども、書いている内容は、教え子を再び戦場に送るな、こういう旗を掲げて、少なくとも私がこっち来てですから30数年間歩き続けている姿が目には浮かぶわけなんです。

今回の内容は、教育基本法改悪と言われていますよね。全国の小学校の校長会、それから全国の中学校の校長会が会長名連名でこぞって、これに対する懸念の表明をなされています。また、日本弁護士会でも、これについての反対の声を上げています。大きくはこの中に書いてありますように、いわゆる首長が教育の仕事を支配できる体制に持っていくことに変えようとしていることが大きな問題。

それと、これにきっかけをつくったのが大津のいじめ事件と言われていますが、教育委員会や教育長の責任が曖昧だというのが提案理由の中でした。

ところが、この政府と文科省の提案説明に見事に反撃しているのが、日弁連の出している文書です。今の教育基本法、この地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中で、教育長、教育委

員長の責任は明確に示されているというのが弁護士会の意見でもあります。

要は、もし課題があるとすれば、住民から選ばれた教育委員会の方々が住民と一緒にその教育をどうするか、より充実させるための施策や住民の関心だというふうに私は考えています。そういう意味でいえば、今回のこの動きは先ほどの話にありました、集団的自衛権を解釈改憲でやろうとする動きの中で出てきている教育業界への露骨な足の踏み入れではないでしょうか。

教育の計は百年以上にもまさると言われていますけれども、そういう意味でいえば、今、私たちの置かれてる状況で判断することができる場所に立っている者の責任は大きいというふうに考えます。

地元の方々も含めて、今回の改正、改悪については現場にも何ら知らされていないと、こういう声も聞いています。私は、こういう拙速なあり方ではなく、本当に子供たちを大切にするためにも今回の一緒に改正の撤回を求めていきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） ただいまの趣旨説明に対し、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。（「賛成」「反対」「反対、反対」と呼ぶ者あり）

原案に反対者の発言を許します。

4番、板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） 済みません、4番、板井です。私は、先ほどの意見書に対して、反対の立場で討論させていただきます。

これは、この間、6月13日ですか、参議院本会議で可決成立したわけなんですけれども、この大きな改正は、やはり先ほども意見書の中にありました、いじめをめぐる問題などで教育委員会の対応、決して南部町ではありませんよ。全国的に見て、そういったところが多かった、多くなっているのと、要するに責任の曖昧さや対応のおくれが指摘などを受けて、国がそういった60年間続いた現在の教育委員会制度というものを見直すというものでございます。

法律でいえば、今まで教育委員会を教育行政の最終的な意思決定の権限を持つ執行機関、これは今までと変わりません、位置づけております。それから、政治的中立性や継続性、安全性を確保するというようになっております。

その一方で、教育行政に対する責任、所在を明確にするということで、新しい教育長、要するに教育委員長と教育長を一本化して教育長を置く、そこに首長がですね……。済みません、首長

が任命、それからまた罷免の権限を持たれて、それに議会が同意をしなければならないという一つの新しい考え方、その分、南部町でいけば坂本町長に責任がまた大きくなっていくということは現実なわけなんですけれど、これは全国的にそういったような傾向が出てきているというところから新しい法をつくって、そして、もう少し厳格にしていこうというのが大きな狙いであるというふうに思います。

ただ、その中には総合教育会議というものを設けて、そういった諮問会議を設けて対応していかなくはいけないというところ、その基本法を、5年間くらいの基本法もこれからここで作っていく、またこれを見ていく、教育委員会を見ていくというような一つの新しい諮問機関もつくっていったいくというところから、やはり今までそういったいじめ問題とかも、なかなか表に出にくかったところをしっかりと見ていくというところの改革であるというふうに思います。

南部町につきましては現行どおり続けて、南部町の宝である子供たちの育成に今までどおり努めていただければいいのではないかなというふうに思いますし、町長もそれに対して新しく助言、また予算づけも含めて教育委員会と一緒にやっていっていただけるというふうに思い、この意見書に対して反対の立場での討論とさせていただきます。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12番の亀尾でございます。この意見書（案）に対する反対の先ほど討論があったんですけども、終わりの部分ですね、現行どおりということがあったと思うんですよ。この意見書というのは、今の南部町のこの姿を現行どおりにやってほしいと、いわゆる国は地方教育行政の組織及び運営に関する法律のを、こういうことをやらずに、改正はやらずに、現行どおりやってほしいという意見書なんですよ。

そもそも……（「改正を……」と呼ぶ者あり）例えて言うと、戦後、第二次世界大戦で大変な不幸、戦勝国もそうだし、まさに敗戦国の日本が過大な、甚大な被害を受けた。二度と戦争はやったらいけんということから今の現憲法が生まれ、そしてまた教育もやはり政治に介入すべきではないということから独自性を持たせよう、中立性を持たせようということから教育基本法が生まれて現在に至ったわけなんです。

そこで今度、大津の事件であったもんが引き金になったみたいですけども、いわゆるそうしますと首長が教育行政に介入していくという今の、つまり政府がやろうとする教育改革、地方にもそれをもうがんじがらめにしていこうというのが今度の方向なんです。それで、今の教育委員会のこのやり方というのは、やはり一般の方も教育委員として選ばれて、その中でその中から教

育委員長を選び、そして行政側というんですか、執行側として教育長になって、そういう中でお互いの意見を保ちながら、よりよい教育をやっていこうというのが今の姿なんですよ。私は、そういうことを維持していくことを今度の法改正でやめると、いわゆる行政側がそのまま教育に介入していくということになる、そのことではないでしょうか。私は、大津のいじめでやるというんですが、ほいじゃあ、これを改革してそういう事件がなくなるでしょうか。私は、それよりも今のすさんだ政治の姿、このことを直していくことが先決であろうと思います。これを直したが、今変えたからといって、いじめの対応がきちっとできる、今もやっておられますが、それ以上に厳格にできる、いじめの事件が完全になくなるなんていう保証はありません。私は、今の政治の根本、すさんだことを、心を起こすような政治のやり方、これを変えない限り、教育委員会のこの法を改正したって直るということはありません。だから、くしくも言われたように、現行どおりのやっぱり維持していくというこのやり方を、ぜひ皆さんも心に受けとめていただき、意見書を上げようではありませんか。以上です。（発言する者あり）

○議長（青砥日出夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、発議案第11号、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」改正の撤回を求める意見書を採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（青砥日出夫君） 起立少数です。本案は、否決されました。

日程第21 発議案第12号

○議長（青砥日出夫君） 日程第21、発議案第12号、参議院選挙制度改革における選挙区の「合区」案に反対する決議についてを議題といたします。

提案者である議会運営委員長、石上良夫君から提案理由の説明を求めます。

9番、石上良夫君。

○議会運営委員会委員長（石上 良夫君）

発議案第12号

参議院選挙制度改革における選挙区の「合区」案に反対する
決議について

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

平成26年6月20日 提出

提出者 南部町議会議会運営委員会委員長 石上良夫
南部町議会議長 青砥日出夫 様

——それでは、別紙を読み上げます。

参議院選挙制度改革における選挙区の「合区」案に反対する決議

参議院は解散がなく、任期も6年が保障されており、政権選択に関係なく党派を超えて公正中立な審議を行うことができることから、良識の府と呼ばれるようになっている。

その参議院の選挙制度は、昭和22年に制定された参議院議員選挙法により、選挙区を全国的な有名有為の人材を簡抜する職能代表制を有する全国区と地域代表的性格を有する地方選出議員を選出するための地方区に分けられ、昭和25年の公職選挙法の制定による選挙規定の統合統一後、いく度かの選挙制度の改正を経て、現在の選挙区選挙と比例代表選挙による選挙が行われているが、地域代表としての各都道府県単位の選挙区という制度は堅持されてきている。

今般、平成25年参議院通常選挙の選挙区選挙における最大で4.77倍という1票の格差について、司法の場で違憲の判断が示されているところであり、この是正については、次期通常選挙に向けて喫緊の課題となっている。

現在、この問題に関して、平成28年通常選挙に向けた参議院選挙制度改革について協議を行うために設けられた選挙制度の改革に関する検討会の下に各党派による協議会（以下「選挙制度協議会」という。）が設置され、広範な議論が行われているところであり、各委員の努力には敬意を表する次第である。

しかしながら、平成26年4月25日に示された選挙制度協議会座長案では、議員1人当たりの人口の格差是正のためとして、人口の少ない県を隣接する府県と「合区」という案が示され、人口の少ない県と都市部の都府県に優劣をつけるかのような議論がなされようとしている。

1票の格差を是正することは喫緊の課題であり、早急に取り組む必要があるが、そのために地方の声が直接国へ届かなくなるようでは、地域代表の広範な意見が反映されにくくなり、参議院の有意性が失われかねないと危惧するものである。

我々南部町議会は、地方の声を国政に届けるため、地方分権に逆行するような選挙制度改革、特に府県選挙区の「合区」案に強く反対することを決議する。

以上、決議する。

平成26年6月20日

鳥取県西伯郡南部町議会

以上です。よろしく御審議、お願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） ただいまの提案説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） これで討論を終わります。

本件は、お手元に配付の原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、発議案第12号は、原案のとおり可決されました。

日程第22 議長発議第13号

○議長（青砥日出夫君） 日程第22、議長発議第13号、農業委員の推薦の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会推薦の農業委員は2人を推薦したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 異議なしと認めます。したがって、議会推薦の農業委員は、2人を推薦することに決定しました。

お諮りいたします。議会推薦の2人の農業委員は、頼田洋子君、井田憲美君、以上の方を推薦したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 異議なしと認めます。したがって、議会推薦の農業委員は2人とし、頼田洋子君、井田憲美君、以上の方を推薦することに決定いたしました。

日程第 2 3 議員派遣

○議長（青砥日出夫君） 日程第 2 3、議員派遣を議題といたします。

会議規則第 1 2 7 条の規定により、お手元に配付のとおり、議員の派遣をしたいと思いを
お諮りいたします。議員派遣することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、原案のとおり議員派遣することに決定
いたしました。

日程第 2 4 議長発議第 1 4 号

○議長（青砥日出夫君） 日程第 2 4、議長発議第 1 4 号、閉会中の継続調査の申し出についてを
議題といたします。

お諮りします。議会運営委員長、石上良夫君から、閉会中も本会議の日程等、議会運営に関す
る事項について十分調査を行う必要があると、会議規則第 7 5 条の規定に基づき継続調査の申し
出がありました。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ございませ
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員長、石上良夫君からの申
し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定をいたしました。

日程第 2 5 議長発議第 1 5 号

○議長（青砥日出夫君） 日程第 2 5、議長発議第 1 5 号、閉会中の継続調査の申し出についてを
議題といたします。

お諮りします。広報調査特別委員長、景山浩君から、閉会中も議会広報などの編集について十
分調査を行う必要があると、会議規則第 7 5 条の規定に基づき継続調査の申し出がありました。
委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、広報調査特別委員長、景山浩君からの
申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

日程第 2 6 議長発議第 1 6 号

○議長（青砥日出夫君） 日程第26、議長発議第16号、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会改革調査特別委員長、景山浩君から、閉会中も議会改革について十分調査を行う必要があると、会議規則第75条の規定に基づき継続調査の申し出がありました。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、議会改革調査特別委員長、景山浩君からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定をいたしました。

○議長（青砥日出夫君） 以上をもちまして今期定例会の会議に付議された事件は全て議了いたしました。

よって、第4回南部町議会定例会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。これをもちまして平成26年第4回南部町議会定例会を閉会いたします。

午後3時59分閉会

議長挨拶

○議長（青砥日出夫君） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

6月13日に開会以来、本日まで8日間にわたり、補正予算、条例の制定等、当面する市政の諸案件を議員各位の終始極めて真剣な御審議により、ここに全て案件を議了いたしました。

極めて妥当な結論を得ましたことに対し、各議員の御精励に対し、深く敬意を表しますとともに、衷心より厚くお礼を申し上げる次第であります。

町長を初め、執行部におかれましては、審議の間、常に真摯な態度をもって御協力いただきましたことに対しまして感謝を申し上げますとともに、今期定例会を通じて各議員から述べられました一般質問、あるいは質疑など、意見、要望等につきましては、市政執行に際しまして十分反映されますよう要望する次第であります。

梅雨、そして、本格的な夏を迎えるに当たり、皆さんにおかれましては、災害への備えと健康に留意され、ますますの御活躍をお祈りをいたしまして、閉会の御挨拶といたします。御苦労さんでした。

町長挨拶

○町長（坂本 昭文君） 平成26年6月定例会の閉会に当たりまして、一言お礼の御挨拶を申し上げます。

本定例会は6月13日から本日まで8日間の会期で開催になりましたけれども、上程しました5議案ともに可決、承認をいただき、まことにありがとうございました。

16日、17日には、7名の議員さんから一般質問を受けました。4月に発生しました霜害対策や自然災害に対する危機管理、少子化対策、子ども・子育て支援制度など、町政が当面する諸課題についての質問で、まことに時宜を得たものであったと思っております。

それぞれに丁寧に答弁したつもりでございますけれども、方向性の異なる部分や意見がかみ合わなかった点につきましては、さまざまな機会を通じて御指導いただきますようによろしく願います。

さて、梅雨に入っております。昨年7月15日には、集中豪雨がございまして、南西伯地区を中心に甚大な被害が発生をいたしました。出水期に入りまして、本年も全国的に災害の発生が起きておりますので、決して予断を許さないところでございます。町のほうとしましても防災対策をしっかりとやりたいと、このように思っております。議員の皆様方にも、また何かと御協力を賜りますようによろしく願い申し上げます。

いよいよ夏を迎えて暑くなりますけれども、どうぞお元気でお過ごしいただきまして、議員活動の中で町政の推進に何かと御協力を賜りますよう、よろしく願い申し上げて、お礼の御挨拶にかえたいと思います。ありがとうございました。
